

目 次

第3編 地震災害対策	1
第1章 災害予防対策	1
第1節 基本的考え方	1
第2節 地震に強いまちの形成	4
第3節 地盤に係る施設等の災害対策	8
第4節 海岸・河川施設等の災害対策	12
第5節 交通施設の災害対策	13
第6節 都市の防災対策	16
第7節 建築物等の予防対策	18
第8節 ライフライン施設等の予防対策	21
第9節 危険物施設等の予防対策	25
第10節 情報通信網の整備	28
第11節 職員の配備体制	30
第12節 防災拠点等の整備・充実	31
第13節 相互応援体制の整備	33
第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備	35
第15節 緊急輸送体制の整備	36
第16節 火災予防対策	38
第17節 避難対策	41
第18節 避難受入対策	47
第19節 食料、飲料水及び生活物資の確保	49
第20節 ボランティアのコーディネート	50
第21節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	52
第22節 複合災害対策	53
第23節 災害廃棄物対策	54
第24節 積雪寒冷期における地震災害予防対策	55
第25節 防災知識の普及	56
第26節 地震防災訓練の実施	63
第27節 消防団の育成強化	68
第28節 地域における防災体制	69
第29節 地震調査研究等の推進	71

第30節 企業等の防災対策の推進	72
第2章 災害応急対策	75
第1節 防災活動体制	75
第2節 情報の収集・伝達	83
第3節 災害広報活動	93
第4節 災害救助法の適用	97
第5節 救急・救助活動	98
第6節 医療救護活動	100
第7節 消火活動	101
第8節 交通・輸送活動	105
第9節 ヘリコプターの活動	106
第10節 自衛隊の災害派遣	107
第11節 相互応援活動	108
第12節 避難活動	111
第13節 応急仮設住宅等の確保	117
第14節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	118
第15節 相談活動	119
第16節 ボランティア活動	120
第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	121
第18節 家庭動物の収容対策	122
第19節 防疫・保健衛生活動	123
第20節 遺体等の搜索・処理・埋葬	124
第21節 社会秩序の維持活動	125
第22節 災害廃棄物処理活動	126
第23節 教育活動	128
第24節 防災資機材及び労働力の確保	131
第25節 公共土木施設等の応急対策	132
第26節 ライフライン施設等の応急復旧	135
第27節 危険物施設等の安全確保	137
第28節 農林水産業の応急対策	141
第29節 二次災害・複合災害防止対策	143
第30節 応急公用負担等の実施	145
第3章 災害復旧・復興対策	147
第1節 災害復旧・復興計画	147
第2節 生活再建支援	148
第3節 住宅復旧支援	150

第4節 産業復興支援.....	151
第5節 都市基盤の復興対策.....	152
第6節 義援金の受入れ、配分.....	153
第7節 激甚災害の指定.....	154
第8節 災害対応の検証.....	155

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第1節 基本的考え方

第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での地震は、複数の領域が運動して広範囲の震源域となった、マグニチュード 9.0 の規模の巨大な地震であり、栗原市の最大震度7をはじめ、宮城県内のほとんどで震度6弱以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道等で液状化に伴う家屋被害が発生するなど、広範囲にわたって多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。

また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベーターの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のようないくつかの問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、宮城県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。本町においても、町役場庁舎が全壊したため、女川第二小学校の教室を間借りすることとなった。

2 大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲にわたったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練等の不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

3 物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4 不十分な要配慮者対策

町では、要配慮者について支援計画が未策定であり、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

第3編 地震災害対策
第1章 災害予防対策
第1節 基本的考え方

5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 地震の揺れによる被害拡大

建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

7 住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、町役場の庁舎や防災広報無線自体の被災、防災広報無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

第2 基本的考え方

地震から住民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、町、県及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講ずるものである。

第3 想定される地震の考え方

地震対策を講ずるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

1 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動

(東北地方太平洋沖地震、日本海溝（三陸・日高沖）モデル地震、千島海溝（十勝・根室沖）モデル地震)

2 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動

(宮城県沖地震（プレート境界型）、プレート内部で生じるスラブ内地震)

3 発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動

(長町ー利府線断層帯の地震)

構造物・施設等は、宮城県沖地震（単独・連動）やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、東北地方太平洋沖地震や長町ー利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を受入れる建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことや想定手法の限界等から、想定には限界があることや、被害想定を行ったもの以外の地震が発生する可能性に留意する。

※ 「スラブ内地震」…沈み込むプレート（スラブ）の内部で発生する地震。

第2節 地震に強いまちの形成

企画課

第1 目的

町は、社会的条件、自然条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、災害に強い地域づくりを推進するものとする。

第2 基本的な考え方

町は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

- 1 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- 2 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- 3 以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - (1) いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 多数の人々を受入れる建築物等

なお、耐震性の確保には、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

第3 地震に強い都市構造の形成

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災拠点ともなる都市公園、幹線道路、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及びグリーンインフラの取組推進等、総合的な防災・減災対策を講ずることにより、地震に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地

域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第4 摺れに強いまちづくりの推進

1 建築物の耐震化

町は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。

また、庁舎、学校、病院、駅等様々な応急対策活動や避難所となり得る公共施設の耐震化の促進を図る。

2 耐震化を促進するための環境整備

町は、住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

3 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、町は、建築物の耐震化を促進する。また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

4 居住空間内外の安全確保対策

町は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

第5 所有者不明土地の利活用

町は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用し、防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消を図る等、防災対策を推進する。

第6 地震防災緊急事業五箇年計画

町は、県が策定した「地震防災緊急事業五箇年計画（第五次）」に定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、改善を促進する。

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第2節 地震に強いまちの形成

町が対応する事業の範囲は、次のとおりである。

- 1 避難場所
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 町立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 7～9のほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの。
 - 11 海岸保全施設又は河川管理施設
 - 12 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
 - 13 地域防災拠点施設
 - 14 防災広報無線施設、その他の施設又は設備
 - 15 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電施設その他の施設又は設備
 - 16 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - 17 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材
 - 18 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第7 土地利用

地域の生活環境の向上と災害発生時の被害の拡大防止等を図るため、道路、公園等の防災空間の適正な配置に努める。既存市街地等の老朽木造住宅が密集する地域では、地震発生時に家屋の倒壊や火災による延焼の危険性が高いため、住民の協力を得ながら、民間も含めた様々な面的整備事業や街路・公園事業を推進することにより、地域の環境改善や防災性の向上を図る。

1 土地利用計画の策定

計画的な土地利用及び市街地形成を図るため、その指針となる土地利用計画を検討し、あわせて災害に強いまちづくりを推進する。

2 建築規制指導の推進

防災上必要となる空閑地の確保、建築物の不燃化及び耐震化を促し、危険地域における防災上の安全性の向上を図る。

第8 市街地・集落の防災構造化

人口が集中する市街地においては、地震災害等による大きな被害が予想されるため、良好な市街地の形成や快適な居住環境の整備等とあわせて、防災面での環境改善を図る。

また、周辺の自然環境を保全するとともに、低未利用地、荒廃地等の計画的な土地利用を図り、地域の環境改善及び防災基盤を強化する。

1 市街地・集落地

木造建築物等が密集している市街地及び集落地においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と環境の整備改善を効果的に推進する。

2 建築物及び都市の不燃化促進

震災に強い都市づくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化及び耐震化を、各種の融資制度等を活用し促進する。

3 都市防災施設の整備

地震災害時の救急活動や二次災害に対する防災機能の強化や火災延焼を防止するため、防災広場や公的なオープンスペース等の防災空間の確保や緑地帯の設置等を促進する。

第9 長寿命化計画の作成

町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第3節 地盤に係る施設等の災害対策

企画課 建設課

産業振興課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第1節 第4 土砂災害予防対策 1 目的」を準用する。

第2 土砂災害予防対策

土砂災害予防対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第1節 第4 土砂災害予防対策」を準用する。

第3 山地災害危険地区の計画的な整備の推進

山地災害危険地区の計画的な整備の推進は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第1節 第4 土砂災害予防対策 4 山地災害危険地区の計画的な整備の推進」を準用する。

第4 集落の安全確保

集落の安全確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第1節 第6 農林水産業災害予防対策 3 防災措置等 (1) 集落の安全確保」を準用する。

第5 農業、水産業災害予防対策

町は、大規模な災害により、農業、水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、各関係機関と連携を保ちながら、的確な対応を行う。

1 農業施設の耐震性の改善

新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

2 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

3 農業被害の予防対策

農業、畜産業、養蚕業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

(1) 営農用資機材の確保

- イ 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。
- ロ 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように予備として全国農業協同組合連合会宮城県本部の優良種子備蓄倉庫（栗原市高清水）に備蓄するよう、（公社）みやぎ農業振興公社を指導するとともに、その他確保のための対策を請じる。

(2) 営農防災対策の推進

- イ 水稲・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

- ロ 施設園芸・養蚕・畜産対策

施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

(3) 水産業対策

自然災害に対し、次の事項に重点を置く。

- イ 合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法を技術的に指導し、気象・海象に対応した施設の維持を図る。

- ロ 漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。さらに、漁家には次の点を指導する。

(イ) 講習会等を開催し、船舶運航技術の向上を図る。

(ロ) 小型漁船に対する携帯ラジオ、無線電話の搭載を指導し、その普及を図る。

(ハ) 漁船損害等補償法に基づく漁船保険の加入及び漁業災害補償法に基づく水産物、漁業施設共済加入を促進する。

(ニ) 漁業用海岸局の機能整備を促進し、気象予報事業等の強化を促進する。

第6 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくとも、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、町及び各施設管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

1 法令遵守の指導

建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないとから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を行う。

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第3節 地盤に係る施設等の災害対策

2 地盤改良の推進

市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

3 構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化等の補強対策に努める。

4 液状化に関する情報の提供

町は、町内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、液状化に関する情報の提供に努める。

住民に対しては、建築物の新築・建て替え時に地震動による液状化対策を講ずるよう、危険性の周知と建築物等の施工方法等に関する普及・啓発、相談に努める。また、地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を講ずるようPRに努める。

- (1) 木造建物については、基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- (2) 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- (3) 基礎杭を用いる。

5 液状化ハザードマップの作成

町は、地震被害想定において液状化発生の可能性を予測した液状化ハザードマップを作成し、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努める。

第7 地盤沈下防止

海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、地震による浸水等の災害に対してぜい弱である。地盤沈下防止事業は、沈下の進行を停止させ、被害の防止に資するものである。町は、県が実施する地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井戸による監視結果を把握し、地盤沈下の防止に努める。

第8 盛土等による災害防止

盛土等による災害防止は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第1節 第4土砂災害予防対策4 山地災害危険地区の計画的な整備の推進 (3) 盛土等による災害防止」を準用する。

第9 各種データの保存等

1 各種データの保存

道路、橋梁等の公共土木施設が被災した際に、円滑な応急復旧及び改良復旧等が施工できるよう施設台帳等を作成し、各種データの資料整理や複製等の保存に努める。

2 他市町村等との防災関係資料交換の推進

第3編 地震災害対策
第1章 災害予防対策
第3節 地盤に係る施設等の災害対策

地域防災計画、その他個別対策項目ごとの応急対策要領等の防災資料に関し、他市町村等との交換を推進する。

3 県・国等防災関係機関との情報交換等の実施

県各機関、国等関係機関との情報交換等に努める。

第4節 海岸・河川施設等の災害対策

建設課

産業振興課

第1 目的

町は、県及び防災関係機関と連携して、地震に伴う海岸、河川、農地、港湾、漁港等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

第2 海岸保全施設

- 1 町は、他の海岸管理者と協力し、震災を防止し又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、隨時改修を進める。また、県が行う海岸保全施設の維持管理について、実施状況の把握と調整・要望等を行い、防災対策に万全を期する。
- 2 海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸林等の保全等を促進する。
- 3 町管理以外の施設で改善等の必要が生じたものは、海岸管理者に対して早期改修の実施を要望する。
- 4 災害に関する危険区域の周知又は災害を防止するための情報の収集・伝達に必要な施設、観測機器等の整備を促進する。

第3 河川管理施設

- 1 事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

町は、河川管理者が行う堤防等河川管理施設の整備や耐震性の確保等の事業について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。

- 2 応急復旧及び水防活動の体制整備

河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれて二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じて水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。

- 3 防災拠点等の整備

河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。

町は、河川管理者が行う防災拠点等の整備について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。

第5節 交通施設の災害対策

企画課 建設課

第1 目的

道路、港湾、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送等の各種の応急対策活動を著しく阻害する。このため、町は、道路、港湾、鉄道等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

第2 道路施設

町は、他の道路管理者と協力し、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から隨時整備を進める。

1 道路

(1) 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、地震の発生に備えて防災工事等を実施するとともに、道路の改良や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

(2) 避難路・避難階段の整備

住民が徒步で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

(3) 避難路の安全対策

イ 避難計画に位置づけられる避難路において、安全性や機能性が確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講ずる。

ロ 本町にとって最も重要な路線である国道398号は、片側一車線道路であり、がけ崩れ等の災害により寸断された場合、陸上交通が絶たれ、孤立を余儀なくされ

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第5節 交通施設の災害対策

る可能性があることから、国、県に対し、国道398号の石巻市稻井方面と雄勝方面の整備推進を要望していく。

ハ 町道については、防災道路を兼ねることから、町道整備計画に基づき整備を促進し、各地区における避難路等の確保を図る。

(4) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県及び近隣市町村との情報の共有化を図る。

2 橋梁

主要な道路の橋梁について、道路橋示方書等に基づき耐震性調査を実施し、補修等の対策工事の必要な箇所の把握に努めるとともに、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。

3 トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落等が想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

4 道路付属施設

(1) 災害情報システムの構築

道路管理者は、災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、県の土木部流域情報システムによる雨量、水位情報の活用のほか、気温、積雪、凍結等路面検知器等の機器及び道路情報提供装置の整備を進め、これらを有機的に運用するための災害情報システムの構築を図る。

(2) 避難誘導標識の整備

町は、道路管理者と調整の上、避難計画に位置づけられる避難対象地域から、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。また、道路敷地内に設置されている道路標識、道路状況提供装置等の道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

第3 港湾施設

1 港湾施設の位置づけ

港湾施設は、災害発生初期における避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送活動を確保するための防災拠点として極めて重要な役割を果たす施設であるばかりでなく、災害発生後長時間にわたり、一定の生産活動及び生活活動を確保するために必要な最低限度の物流機能を維持するための極めて重要な施設である。

2 港湾施設の整備及び管理

港湾管理者は、耐震性に考慮した港湾施設の整備に努めるとともに、震災後の物資輸送に支障が生じることのないよう施設の維持管理に努め、防災対策の向上を図る。

(資料 17-5 「港湾施設の現況」 参照)

第4 漁港施設

- 1 漁港管理者は、被災により生じる災害に関する危険区域の周知、これらの災害を防止するための迅速な情報収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災対策に万全を期する。
- 2 県は、防災拠点漁港に指定されている女川漁港について維持管理を強化し、必要な耐震性の確保に努めるとともに、重点的かつ総合的に漁港施設の整備を推進する。
- 3 町は、管理する第1種漁港の耐震性の向上を図るため、必要に応じて隨時施設の改修に努める。

第5 鉄道施設

- 1 鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制や車両停止時の避難誘導を行えるよう、あらかじめ対策を検討する。
- 2 土木建造物の変状もしくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震時等の線路巡回計画を定める。
- 3 線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。
- 4 地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。
 - (1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
 - (2) 復旧用資材・機器の手配
 - (3) 防災意識の普及・向上

第6節 都市の防災対策

建設課 町民生活課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第2節 第1 目的」を準用する。

第2 市街地整備事業の推進

1 低層木造建築物等密集市街地対策の推進

町は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既存市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

2 既存建築物の耐震化の推進

本町には、老朽化した木造住宅等が密集した地区が点在し、地震災害時には大きな被害が出ることが予想される。町は、防災性の高い市街地の形成を目指し、既存建築物の耐震化に関する計画を作成し、促進していく。

第3 燃えにくい市街地等の整備の推進

1 耐震機能強化施策の推進

既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を積極的に行い、さらに耐震改修を必要とする建築物に対し支援する。

2 延焼遮断機能の強化施策の推進

延焼遮断機能の強化施策の推進は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第2節 第3 燃えにくい市街地の整備の推進 1 延焼遮断機能の強化施策の推進」を準用する。

3 防火地域、準防火地域の指定

防火地域、準防火地域の指定は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第2節 第3 燃えにくい市街地の整備の推進 2 防火地域、準防火地域の指定」を準用する。

4 住宅密集地区の防災まちづくりの推進

沿道不燃化の促進とあわせて、特に住宅密集地区については、耐震化、不燃化の建て替えを働きかけるとともに、オープンスペースとしての緑地等を確保し、延焼遮断及び避難場所としての機能、被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備について検討する。

5 木造住宅密集地域が残る場合の対応

木造住宅密集地域が残る場合、町は、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

第4 都市公園施設

都市公園施設は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第2節 第4 都市公園施設」を準用する。

第7節 建築物等の予防対策

全課

第1 目的

地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行に基づき、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第2 公共建築物

1 公共建築物全般の対策

（1）耐震性、不燃性の確保

町及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者にかかる施設、劇場、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

（2）停電対策の強化

町及び施設管理者は、地震災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

（3）活断層の回避

町は、公共建築物等については、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず立地する場合には、地質調査等に基づき、活断層直上を回避する。

2 町所有建築物

イ 町では、木造の地域集会所等一部を除き、公共施設の耐震診断を完了している。今後は、診断結果に基づき必要のある建築物については、建て替え、補強工事等を行う。

ロ 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求されるため、耐震補強工事並びに不燃性の強化等の実施、新築・改築の際には、建築物・設備の耐震性等の確保及び一層の強化を図る。

3 教育施設

学校等教育施設の管理者及び町は、災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止についてその安全性を強化するとともに、災害時において児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

地震災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

第3 一般建築物

- 1 県及び関係団体と協力して、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された昭和56年以前の建築物について、所有者自らが耐震診断及び改修等を実施するよう促すなど、一般建築物の耐震化の促進に努める。
- 2 自ら耐震化等の措置を講ずることが困難な高齢者世帯、障害者世帯を対象として、耐震診断・耐震補強工事等のあっせん、又はそれらのサービスの給付、屋内家具の固定化サービス給付等、要配慮者居住住宅に対する耐震化等の支援メニューを検討する。
- 3 住民からの地震対策に関する相談に当たるとともに、建築関係団体の協力を得て耐震診断の相談に対応していく。
- 4 パンフレット、リーフレット等を活用して住宅等の地震対策の啓蒙を図り、防災意識の高揚及び耐震診断や改修の促進を図る。

第4 ブロック塀等の安全対策

- 1 町は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等への被害を防止することを目的に、その安全性の確保を啓蒙するとともに、倒壊のおそれのあるものの除去に対し支援する。
- 2 町は、狭隘道路沿いのブロック塀等の重量塀の所有者に対し、定期点検の実施、改修・除去その他安全管理の徹底を促すようPRする。

第5 落下防止対策

- 1 地震災害の発生により広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路標識類等の道路付帯構造物及び天井材等の非構造部材等が落下、飛散し、被害拡大することを防止す

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第7節 建築物等の予防対策

るため、道路管理者やその他公共施設管理者は、施設の点検、補修、補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守する。町は事業者等に対する落下防止措置の普及啓発や施工、設置基準遵守の啓発に努める。

- 2 町は、市街地の沿道に存する広告物や外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について、安全確保が図られるよう住民に対し普及、啓発活動を行う。

第6 建物内の安全対策

町は、家具類等の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための普及啓発に努める。

第7 高層建築物における安全対策

- 1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進

高層建築物の所有者等は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化等関係団体等と連携し対策を進める。

- 2 長周期震動対策及び啓発の実施

高層建築物の所有者等は、長周期地震動対策を講ずるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の防災対策について、啓発に努める。

第8 文化財の防災対策

県及び町は、国とともに文化財保護のための防災対策に努める。

第8節 ライフライン施設等の予防対策

企画課 建設課 上下水道課

第1 目的

大規模地震の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、地震被害想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるため耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設

1 水道施設の耐震性強化

- (1) 町は、地震災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池等の基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路にについて耐震性の強化、液状化対策、地盤の状況及び地震災害等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。
- (2) 町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 町は、緊急時に応急給水用の水が確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 町は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。
- (5) 町は、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。
- (6) 町は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材等の確保

復旧用資機材等の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第2 水道施設 2 復旧用資機材等の確保」を準用する。

3 管路図等の整備

管路図等の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第2 水道施設

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第8節 ライフライン施設等の予防対策

3 管路図等の整備」を準用する。

4 危機管理体制の確立

危機管理体制の確立は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第2 水道施設 4 危機管理体制の確立」を準用する。

第3 上下水道施設

町は、上下水道施設の被災が住民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

町は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の根幹的施設は、より高い耐震性能が保持できるよう配慮し、下水道施設の新設、改良、更新に当たっては耐震性の向上を計画的に推進するとともに、避難所へのマンホールトイレの整備等についても配慮する。

2 下水道施設維持管理

下水道施設維持管理は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第3 下水道施設 2 下水道施設維持管理」を準用する。

3 上下水道防災体制

上下水道防災体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第3 上下水道施設 3 上下水道防災体制」を準用する。

第4 電力施設

1 東北電力（株）及び東北電力ネットワーク（株）は、震災による施設の被害を最小限に抑えるため、電力供給施設・設備の防災性の向上に努めるとともに、平時から防災訓練の実施、従業員に対する防災教育を実施し、防災意識の高揚に努め、被災時における早急な応急復旧体制の確立を図る。

町は、東北電力（株）及び東北電力ネットワーク㈱が行う以下の対策について、その実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。

（1）架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

（2）地中電線路は、終端接続箱、給油装置を「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。洞道は、標準示方書等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

（3）機器の耐震は、変電設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設

計する。建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

- (4) 通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電力保安通信規程 (JEAC6011-2013) に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。
 - (5) 電気事業の管理者等については、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。
 - (6) 電力施設管理者は、協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。
- 2 本町に立地する原子力発電所の施設設備については、安全上の重要度に応じて耐震設計や液状化対策を行うとともに、重要な建物及び構造物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する。
- 3 地震災害時の発電所の態様について、情報・連絡体制を強化するものとする。

第5 液化石油ガス施設

液化石油ガス施設は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第5 液化石油ガス施設」を準用する。

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

NTT東日本株式会社 宮城事業部は、電気通信施設の公共性に鑑み、地震災害時においても重要通信を確保できるように平時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

町は、NTT東日本株式会社 宮城事業部が実施する設備の災害予防の取組について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。

(1) 電気通信施設の耐震・防火対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震化、耐火構造化を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第8節 ライフライン施設等の予防対策

（3）災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及びデジタル衛星通信車載車や移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第6 電信・電話施設 2 体制の整備」を準用する。

3 災害復旧用資機材の確保

災害復旧用資機材の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第6 電信・電話施設 3 災害復旧用資機材の確保」を準用する。

4 停電とふくそう対策

停電とふくそう対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第6 電信・電話施設 4 停電とふくそう対策」を準用する。

第7 共同溝・電線共同溝の整備

町は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。

第8 廃棄物処理施設

1 処理施設の耐震化等

町は、必要に応じて耐震性能向上（地盤改良を含む）や風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。

また、資源ごみ処理施設等の中間処理施設を新規設置又は改修等する場合については、処理能力等の面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。

2 処理施設の補修体制の整備

処理施設の補修体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第8 廃棄物処理施設 2 処理施設の補修体制の整備」を準用する。

3 処理体制の整備

処理体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第8 廃棄物処理施設 3 処理体制の整備」を準用する。

第9節 危険物施設等の予防対策

企画課 消防署

第1 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、消防機関の協力を得て各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進するほか防災訓練の積極的実施を推進する。

また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図るほか、各危険物施設や護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、地震災害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第2 各施設の予防対策

各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるよう計画を策定する。

また、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

町は、各施設管理者が行う予防対策について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。

第3 危険物施設

消防機関は、危険物施設等の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。

町は、消防機関が実施する次の指導について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 施設基準維持の指導

危険物施設の耐震設計基準については、年々強化され、地震に対する構造上の安全

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第9節 危険物施設等の予防対策

対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導し、また、耐震性強化についての指導を行う。

3 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般の住民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消火薬剤等の備蓄に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第4 高圧ガス施設

1 高圧ガス販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、あわせて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

町は、高圧ガス販売、貯蔵等の事業者が行う、防災に必要な装備、資機材の充実について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。

2 県は、宮城県高圧ガス保安協会と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ指導助言するとともに、耐震対策や設備等の安全化を図るほか、必要に応じ改善その他の措置命令を行う。

町は、県が行う自主保安体制の整備及び保安意識の高揚推進や各種検査・講習回答を通じた指導助言、改善その他の措置命令について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。

第5 火薬類施設

火薬類等は、火薬類取締法及び武器等製造法に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが規制されている。しかし、万一、被害が発生した場合はその影響が大きいため、町及び消防機関は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する法令に基づく指導の強化や保安意識の啓発等に努める。

第6 放射性物質の使用・貯蔵施設等

放射性物質の使用・貯蔵施設等は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第23節 第3 危険物等災害予防対策 2 災害予防措置等 (4) 放射性物質の使用・貯蔵施設等」を準用する。

第7 事業所の予防措置

施設の管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため、危険物保安監督者、火薬類取扱保安責任者を選任し、取扱作業等の保安監督を行わせるとともに、次に掲げる体制を確立し、実施する。

- 1 防災管理組織の確立
- 2 保安検査
- 3 防災設備の点検・維持管理
- 4 防災教育の徹底
- 5 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動の要領の整備
- 6 緊急時における周辺住民に対する広報、避難誘導

第8 町等の措置要領

- 1 町は、危険物等の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、関係機関に連絡し、必要な措置を要請する。
- 2 町は、危険物、高圧ガス等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防、警察及び県と相互に情報を交換する。
- 3 石巻地区広域行政事務組合消防本部及び女川消防署は、危険物施設等に対し、防災対策の万全を期するため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 危険物施設等に予防査察を実施し、位置、設備、構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を行い、改善等について指導する。
 - (2) 危険物取扱者等関係者を対象に適宜、講習会、研修会等を開催し、法令の説明、危険物の貯蔵取扱等適正な保守管理について指導を行う。
 - (3) 火災予防条例の趣旨の徹底を図る。
 - (4) その他、火災予防に対する措置を徹底する。

第10節 情報通信網の整備

企画課

第1 目的

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、町は県及び防災関係機関の協力を得て、平時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておくものとする。

また、放送機関については、被害状況の報道、住民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の耐震化等に努める。

第2 情報伝達ルートの多重化

情報伝達ルートの多重化は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第2 情報伝達ルートの多重化」を準用する。

第3 防災広報無線等の整備拡充

1 町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災広報無線（戸別受信機を含む。以下同じ）等の整備拡充に努める。防災広報無線設備整備においては、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、各設備等の耐震性確保や、停電時を想定した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

2 町は、防災広報無線設備の多重化、双方化による情報機能の強化を図るため、高機能なデジタル方式の導入を促進する。

（資料4-1「防災広報無線施設の現況」参照）

第4 職員参集等防災システムの整備

1 地震災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、地域衛星通信ネットワークシステムとの連携の確保を図る。

2 地震災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した「宮城県総

合防災情報システム（MIDORI）」（以下「MIDORI」という。）との連携や震度情報ネットワークシステムの活用等、職員が緊急時に自主収集できるシステムを整備するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立を図る。

（資料4-2「宮城県地域衛星通信（防災行政通信）ネットワーク図」参照）

（資料4-3「宮城県総合防災情報システム概要図」参照）

第5 住民に対する通信手段の整備

住民に対する通信手段の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第5住民に対する通信手段の整備」を準用する。

第6 孤立想定地域の通信手段の確保

孤立想定地域の通信手段の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第6孤立想定地域の通信手段の確保」を準用する。

第7 非常用電源の確保

非常用電源の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第7 非常用電源の確保」を準用する。

第8 大容量データ処理への対応

大容量データ処理への対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第8 大容量データ処理への対応」を準用する。

第11節 職員の配備体制

総務課 企画課

職員の配備体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第6節 職員の配備体制」を準用する。

第12節 防災拠点等の整備・充実

企画課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第1 目的」を準用する。

第2 防災拠点の整備及び連携

防災拠点の整備及び連携は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第2 防災拠点の整備及び連携」を準用する。

第3 防災拠点機能の確保・充実

1 町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

2 町及び防災関係機関は、庁舎等が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策についてあらかじめ整備しておく。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について明確にしておく。

3 町及び防災関係機関は、災害時に住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を整備する。

4 町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第4 防災用資機材等の整備・充実

防災用資機材等の整備・充実は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第4 防災用資機材等の整備・充実」を準用する。

第5 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

地域内での確保対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第5 防災用資機材の確保対策 1 地域内での確保対策」を準用する。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

備蓄困難な資機材の確保対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第5 防災用資機材の確保対策 2 備蓄困難な資機材の確保対策」を準用する。

3 防災用備蓄拠点の整備

防災用備蓄拠点の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第5 防災用資機材の確保対策 3 防災用備蓄拠点の整備」を準用する。

4 救助用重機の確保対策

町は、都市部における地震災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第6 防災備蓄倉庫の整備

防災備蓄倉庫の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第6 防災備蓄倉庫の整備」を準用する。

第13節 相互応援体制の整備

企画課 消防署

第1 目的

大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備

1 受入体制の整備

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、県は、町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
あわせて、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。

また、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際は、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、適切な空間の確保に配慮する。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に
対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設
置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化を図る。

2 協定の締結

協定の締結は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第2 相互応援体制の整備 2 協定の締結」を準用する。

3 外部専門家による支援体制の構築

外部専門家による支援体制の構築は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第2 相互応援体制の整備 3 外部専門家による支援体制の構築」を準用する。

4 緊急消防援助隊の受入体制の整備

緊急消防援助隊の受入体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第2 相互応援体制の整備 4 緊急消防援助隊の受入体制の整備」を準用する。

第3 相互応援協定の締結等

相互応援協定の締結等は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第3 相互応援協定の締結等」を準用する。

第4 県との連携体制

県との連携体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第4 県との連携体制」を準用する。

第5 非常時連絡体制の確保

非常時連絡体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第5 非常時連絡体制の確保」を準用する。

第6 資機材及び施設等の相互利用

資機材及び施設等の相互利用は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第6 資機材及び施設等の相互利用」を準用する。

第7 救援活動拠点の確保

救援活動拠点の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第7 救援活動拠点の確保」を準用する。

第8 関係団体との連携強化

関係団体との連携強化は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第8 関係団体との連携強化」を準用する。

第9 訓練及び情報交換等の実施

訓練及び情報交換等の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第9 訓練及び情報交換等の実施」を準用する。

第10 協定の締結状況

協定の締結状況は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第10 協定の締結状況」を準用する。

第3編 地震災害対策
第1章 災害予防対策
第14節 医療救護体制の整備

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

企画課 健康福祉課
消防署

医療救護体制・福祉支援体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第9節 医療救護体制・福祉支援体制の整備」を準用する。

第15節 緊急輸送体制の整備

企画課 建設課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第1 目的」を準用する。

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第2 緊急輸送道路の確保 1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備」を準用する。

2 緊急輸送道路の確保及び整備

(1) 道路の維持管理・改良

町は、地震災害時における緊急輸送道路の確保のため、耐震性の向上や危険箇所の改善等災害対策としての道路の維持管理・改良を進める。また、緊急輸送道路確保のため障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、関係機関との協議の上協定等を締結するとともに、その他所管のものについても、その管理者に対して要請を行う。

(2) ルートの多重化

ルートの多重化は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第2 緊急輸送道路の確保 2 緊急輸送道路の確保及び整備 (2) ルートの多重化」を準用する。

(3) 啓発活動等

町及び関係機関は、自動車の運転者、住民に対し、道路施設の被害を発見したときは、直ちに道路管理者に報告するよう啓発に努めるとともに、建築物の倒壊による通行の障害を生じさせないよう、沿道の建築物の耐震化、不燃化を促進する。

(4) 交通規制等交通管理体制の整備

交通規制等交通管理体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第2 緊急輸送道路の確保 2 緊急輸送道路の確保及び整備 (4) 交通規制等交通管理体制の整備」を準用する。

(5) 道路啓開体制の整備

道路啓開体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第2 緊急輸送道路の確保 2 緊急輸送道路の確保及び整備 (5) 道路啓開体制の整備」を準用する。

第3 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第3 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備」を準用する。

第4 緊急輸送体制

緊急輸送体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第4 緊急輸送体制」を準用する。

第5 港湾・漁港機能の確保

港湾・漁港機能の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第5 港湾・漁港機能の確保」を準用する。

第16節 火災予防対策

企画課 消防署

第1 目的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、消防力の強化、消防水利の整備等、火災予防対策の徹底に努める。

第2 出火防止、火災予防の徹底

1 情報の収集・伝達体制の整備

町及び防火関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

2 防災活動の促進

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。町及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

また、住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

3 防災教育の推進及び民間防火組織の育成

町及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、地域の自主防災組織等を通じて、住民の出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの火災予防思想について普及啓発を推進する。

4 火気使用設備・器具の安全化

地震災害時の火災は、火気使用設備・器具等から出火する危険性が極めて高いことから、町及び消防機関は、耐震安全装置付石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検と整備を図ることにより、出火の抑制に努める。

5 出火防止のための査察指導

消防機関は、地震発生時の出火の危険性を把握し、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物貯蔵所等に対し、計画的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止措置、地震災害時における従業員の対応等について指導する。

6 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災及び延焼火災による人的、物的被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、早期通報、初期消火を行うことが重要となるため、家庭や事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

第3 消防力の強化

1 消防組織の充実強化

地震災害時における消防業務の対応体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、消防団における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、消防団等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

2 消防資機材等の整備

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、町及び消防機関は、消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を積極的に推進する。

3 消防団の育成

消防団の育成は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第19節 第2 火災予防対策 5 消防団の育成」を準用する。

4 連携強化

町は、平時から石巻地区広域行政事務組合消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

5 広域応援体制の整備

町は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

6 火災予防措置

火災予防措置は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第23節 第1 火災予防対策 9 火災予防措置」を準用する。

第4 消防水利の整備

大規模地震災害時には、消防施設も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されることから、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用排水路等を活用し、消防水利の充実を図る。

第5 消防計画の充実強化

町は、適切かつ効果的な消防活動の万全を期するため、適宜、消防計画の見直しを行うなど火災予防について一層の充実を図る。

- 1 消防力等の整備及び点検
- 2 災害に対処する消防地理、危険区域等の調査
- 3 消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第6 海上における火災の防止

石巻海上保安署（宮城海上保安部）は、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 地震による火災の防止
 - (1) 危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模災害になると予想されるので、地震発生時には荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の指導を強化する。
 - (2) 一般船舶においても、地震発生時には係留施設の損壊・護岸の陥没・船体の破損等による火災発生も予想されるので、船内の火気管理の指導強化に努める。
- 2 火災の予防
 - (1) 在港船の臨船指導により、備え付け義務を有する船舶の消防設備等を点検し、指導強化に努める。
 - (2) 防災措置実施機関、関係民間団体等との相互連絡の強化、事故対策に関する計画の策定、必要資機材の備蓄整備を図る。
 - (3) 危険物積載船舶乗組員及び関係者の防災思想の啓発・教育・訓練・講習会を実施する。

第17節 避難対策

企画課 総務課 教育委員会
町民生活課 健康福祉課 建設課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第1 目的」を準用する。

第2 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒步によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒步避難の原則の周知に努める。

第3 指定緊急避難場所の確保

1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じること、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備する。

2 公共用地等の有効活用

公共用地等の有効活用は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第4 指定緊急避難場所の確保 2 公共用地等の有効活用」を準用する。

3 教育施設等を指定する場合の対応

教育施設等は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第4 指定緊急避難場所の確保 3 教育施設等を指定する場合の対応」を準用する。

4 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

交流拠点の指定緊急避難場所への活用は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第4 指定緊急避難場所の確保 4 交流拠点の指定緊急避難場所への活用」を準用する。

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

備蓄倉庫及び通信設備の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第4 指定緊急避難場所の確保 5 備蓄倉庫及び通信設備の確保」を準用する。

6 指定緊急避難場所の指定基準等

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

- (1) 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。
- (2) 構造条件：当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。
また、上記基準のほか、次の条件に留意する。
- (3) 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- (4) 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。
- (5) 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- (6) 地割れ、がけ崩れのおそれのない場所であること。
- (7) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- (8) 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を受入れる広さを確保すること。
- (9) 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- (10) 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- (11) 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- (12) 被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。
- (13) 積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。

第4 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。

- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 4 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等

町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備

- 1 避難路・避難階段の整備・改善

町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯、積雪等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

- 2 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。なお、積雪寒冷地においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。

- 3 避難誘導標識等の設置

避難誘導標識等の設置は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第6 避難路等の整備 3 避難誘導標識等の設置」を準用する。

- 4 道路の交通容量の確認

道路の交通容量の確認は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第6 避難路等の整備 4 道路の交通容量の確認」を準用する。

第6 避難誘導体制の整備

避難誘導体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第7 避難誘導体制の整備」を準用する。

第7 避難行動要支援者の支援方策

- 1 避難行動要支援者の支援方策の検討

避難行動要支援者の支援方策の検討は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11

第3編 地震災害対策
第1章 災害予防対策
第17節 避難対策

節 第8 避難行動要支援者の支援方策 1 避難行動要支援者の支援方策の検討」を準用する。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

避難行動要支援者の支援体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11

節 第8 避難行動要支援者の支援方策 2 避難行動要支援者の支援体制の整備」を準用する。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

緊急時情報伝達手段の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節

第8 避難行動要支援者の支援方策 3 社会福祉施設等における対応 (2) 緊急時情報伝達手段の確保」を準用する。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

非常時持ち出し品の確保対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節

第8 避難行動要支援者の支援方策 3 社会福祉施設等における対応 (3) 非常時持ち出し品の確保対策」を準用する。

4 在宅者対応

在宅者対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第8 避難行動要支援者の支援方策 4 在宅者対応」を準用する。

5 外国人等への対応

外国人等への対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第8 避難行動要支援者の支援方策 5 外国人等への対応」を準用する。

第8 消防機関等の対応

1 救助・救急活動の実施体制確保

町は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。なお、救助・救急活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

2 消防職員の安全確保対策

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

第9 教育機関における対応

教育機関における対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第9 教育機関における対応」を準用する。

第10 避難計画の作成

1 町の対応

町は、次の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路等を明示した津波避難計画を令和6年度に策定したところであり、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となつた地域防災力の向上に努める。

避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難情報発令の具体的な基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和3年5月改定)を参考とする。

2 公的施設等の管理者

公的施設等の管理者は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第10 避難計画の作成 2 公的施設等の管理者」を準用する。

第11 避難に関する広報

1 町は、指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施する。

なお、表示板の整備に際しては、外国語表記、夜間照明をつけるなどの必要な措置も考慮するものとする。

2 町は、避難場所、避難所、避難路等地震災害に関するハザードマップ、防災マップ、地震災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、事前に住民等へ配布することにより周知を図る。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

3 町は、実際に避難することとなった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災広報無線（同報系）等の整備拡充を図るとともに、視覚障害者等の要配慮者に対する広報の

第3編 地震災害対策
第1章 災害予防対策
第17節 避難対策

在り方について、あらかじめ検討し、体制を整えるものとする。

第18節 避難受入対策

企画課 総務課 教育委員会
町民生活課 健康福祉課 建設課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第1 目的」を準用する。

第2 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐え得る施設とする。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2 避難所の確保 2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底」を準用する。

3 指定避難所の代替施設の指定

指定避難所の代替施設の指定は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2 避難所の確保 3 指定避難所の代替施設の指定」を準用する。

4 指定避難所の指定基準

指定避難所の指定基準は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2 避難所の確保 4 指定避難所の指定基準」を準用する。

5 県有施設を指定避難所とする場合の対応

県有施設を指定避難所とする場合の対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2 避難所の確保 5 県有施設を指定避難所」を準用する。

6 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2 避難所の確保 6 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応」を準用する。

7 福祉避難所の確保

第3編 地震災害対策
第1章 災害予防対策
第18節 避難受入対策

福祉避難所の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2 避難所の確保 7 福祉避難所の確保」を準用する。

8 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(資料2-1「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」参照)

第3 避難の長期化対策

避難の長期化対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第3 避難の長期化対策」を準用する。

第4 避難所における家庭動物の対策

避難所における家庭動物の対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第4 避難所における家庭動物の対策」を準用する。

第5 応急仮設住宅対策

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等を把握するとともに、応急仮設住宅（建設型応急住宅）はできる限り集団的に建設可能な場所に設置するため、公有地等建設可能な用地を事前に把握し、県が協定を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備を図る。

また、迅速かつ円滑的な応急仮設住宅の供給を確保するため、県と連携の上、建設に要する資機材の必要数確保に向けた広域的な調達体制づくりを促進する。

第6 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第6 帰宅困難者対策」を準用する。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

被災者等への情報伝達体制等の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第7 被災者等への情報伝達体制等の整備」を準用する。

第8 孤立集落対策

孤立集落対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第8 孤立集落対策」を準用する。

第3編 地震災害対策
第1章 災害予防対策
第19節 食料、飲料水及び生活物資の確保

第19節 食料、飲料水及び生活物資の確保

企画課 町民生活課
建設課

食料、飲料水及び生活物資の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第13節 食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第20節 ボランティアのコーディネート

健康福祉課

社会福祉協議会

第1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体・NPO 法人・ボランティア等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するというボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障害者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者、障害者等への介護
- (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) IT 機器を利用した情報の受発信
- (10) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

災害ボランティア活動の環境整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第3 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」を準用する。

第4 専門ボランティアの登録

令和4年4月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の地震等による二次災害の防止を目的として、その危険性を判定するものである。

2 砂防ボランティア

砂防ボランティアは、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第4 専門ボランティアの登録 2 砂防ボランティア」を準用する。

3 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第4 専門ボランティアの登録 3 防災エキスパート制度」を準用する。

4 災害時の通訳ボランティア

災害時の通訳ボランティアは、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第4 専門ボランティアの登録 4 災害時の通訳ボランティア」を準用する。

第5 ボランティアの登録育成

ボランティアの登録育成は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第5 ボランティアの登録育成」を準用する。

第6 一般ボランティアのコーディネート体制

一般ボランティアのコーディネート体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第6 一般ボランティアのコーディネート体制」を準用する。

第7 行政の支援

行政の支援は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第7 行政の支援」を準用する。

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第21節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

第21節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

企画課 健康福祉課

産業振興課

要配慮者・避難行動要支援者への支援対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

第22節 複合災害対策

企画課

複合災害対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第22節 複合災害対策」を準用する。

第23節 災害廃棄物対策

町民生活課

第1 目的

大規模地震発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい支障をもたらすことが予想される。このため、廃棄物処理施設の耐震化を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第2 処理体制

処理体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第16節 第2 処理体制」を準用する。

第3 主な措置内容

主な措置内容は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第16節 第3 主な措置内容」を準用する。

第24節 積雪寒冷期における地震災害予防対策

企画課
建設課

第1 目的

本町は、太平洋に面した海岸性気候のため寒暖の差が比較的少なく、東北地方でも温暖な地域であり、積雪のため主要道路が通行不能になることや、集落等が孤立することはほとんどないものの、積雪、寒冷期の地震は、他の季節の地震と比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町は、各種施設の整備を図るとともに、県及び防災関係機関と連携し除雪体制の強化等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 除雪体制等の整備

- 1 町は、他の道路管理者と連携して、積雪・寒冷期に適した道路整備に努めるとともに、相互の連携のもとに、除雪を強力に推進する。
- 2 町は、必要な除雪融雪資機材の整備充実を図る。
- 3 積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

第3 避難所体制の整備

避難所の運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等のほか衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、防災広報無線等の通信手段及び非常用発電機の確保に努める。なお、宿泊のための毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

第25節 防災知識の普及

企画課 教育委員会
健康福祉課 消防署
産業振興課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第1 目的」を準用する。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

地震災害発生時には、町は災害対策の中核を担う機関として、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に関する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

町は、次の事項について、研修会等を通じて教育を行う。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 災害の種別と特性（災害対策関係法令等の研修）
- (4) 女川町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (5) 地震災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（北海道・三陸沖地震後発地震注意情報が発表された場合を含む）
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務役割）
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (9) 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- (10) 家庭及び地域における防災対策

なお、(5)及び(6)については、毎年度町所属職員に対し、十分に周知するとともに、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行うものとする。

2 住民等への防災知識の普及

- (1) 防災関連行事の実施
 - イ 総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民等の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、住民等の積極的な参加を呼び掛ける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民等に周知させる。

ロ 防災とボランティア関連行事の実施

町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

ハ 「みやぎ鎮魂の日」の普及・啓発

町は、東日本大震災の教訓を忘れず、地震・津波への備えを普及・啓発するため、「宮城鎮魂の日」の周知とその趣旨にふさわしい取組を行うように努めるその発生日（3月11日）の位置。

（2）ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

（3）専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、地震災害に関する専門家の活用を図る。

（4）普及・啓発の実施

町は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

第3編 地震災害対策
第1章 災害予防対策
第25節 防災知識の普及

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- ① 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときによるべき身を守る行動
- ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 女川町地域防災計画の概要
- ④ 地震・津波に関する一般的な知識
- ⑤ 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- ⑥ 災害危険性に関する情報
 - ・ 各地域における避難対象地区
 - ・ 孤立する可能性のある地域内集落
 - ・ 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 など
- ⑦ 避難行動に関する知識
 - ・ 避難に当たっては徒步によることを原則とすること
 - ・ 自ら率先して避難行動をとることが他の住民の避難を促すこと
 - ・ 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例等
 - ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - ・ 各地域における災害種別ごとの避難場所及び避難路に関する知識
 - ・ 各地域における避難の指示等の伝達方法 など
- ⑧ 家庭内での予防・安全対策
 - ・ 「最低3日間、推奨一週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等）の準備
 - ・ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - ・ 出火防止等の対策の内容（消火器、ガスのマイコンメーター、地震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等）
 - ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めるこ など
- ⑨ 災害時によるべき行動
 - ・ 地震が発生した場合の出火防止
 - ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動
 - ・ 自動車運行の自粛
 - ・ その他避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合によるべき行動

- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
 - ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること など
- ⑩ その他
- ・ 正確な情報入手の方法
 - ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - ・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
 - ・ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
 - ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 など

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

要配慮者及び観光客等への配慮は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民等への防災知識の普及 (5) 要配慮者及び観光客等への配慮」を準用する。

(6) 災害時の連絡方法の普及

災害時の連絡方法の普及は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民等への防災知識の普及 (6) 災害時の連絡方法の普及」を準用する。

(7) 相談窓口の設置

相談窓口の設置は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民等への防災知識の普及 (7) 相談窓口の設置」を準用する。

(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

「暴力は許されない」意識の普及、徹底は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民等への防災知識の普及 (8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底」を準用する。

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及」を準用する。

4 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

第3編 地震災害対策
第1章 災害予防対策
第25節 防災知識の普及

イ ハザードマップの作成・周知

町は、土砂災害危険箇所等や必要に応じて積雪寒冷地特有の課題等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

ロ ハザードマップの有効活用

町は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報掲示

日常生活の中での情報掲示は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 4 地域での防災知識の普及 (2) 日常生活の中での情報掲示」を準用する。

(3) 観光客等の一時滞在者への周知

観光客等の一時滞在者への周知は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 4 地域での防災知識の普及 (3) 観光客等の一時滞在者への周知」を準用する。

5 ドライバーへの啓発

ドライバーへの啓発は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 5 ドライバーへの啓発」を準用する。

6 社会教育施設や防災拠点の活用

社会教育施設や防災拠点の活用は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 6 社会教育施設や防災拠点の活用」を準用する。

第3 学校等教育機関における防災教育

1 学校等教育機関は、町及び防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や地震のリスク、過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

イ 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

ロ 教科、特別活動、学校行事等、教育活動全般を通じて、災害に関する基礎知識を習得させるとともに、防災訓練や避難訓練等の定期的な実施により災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。中学校生徒については、応急看護の実践的技能習得の指導を行う。

- ハ 地理的要件等地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。
- ニ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校園時等校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が地震災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

また、指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

(3) 幼児に対する教育

保育所の児童に対し、保育活動を通じ、幼年消防クラブの結成を図り、地震、津波等に対する基礎的知識の普及に努める。

- 4 町及び教育委員会は、住民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 5 町及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために町内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には安全担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- 6 町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 町及び教育委員会は、各学校等において、防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 8 町及び教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、地震防災上必要な知識の普及に努める。
- 9 町及び教育委員会は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

第4 住民の取組

住民の取組は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第4 住民の取組」を準用する。

第5 防災指導員の養成

防災指導員の養成は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第5 防災指導員の養成」を準用する。

第6 災害教訓の伝承

大規模災害は、発生頻度は低いものの、一度発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、東日本大震災等の大規模災害の教訓を生かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかりと後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

資料の収集及び公開は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第6 災害教訓の伝承 1 資料の収集及び公開」を準用する。

2 伝承機会の定期的な実施

伝承機会の定期的な実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第6 災害教訓の伝承 2 伝承機会の定期的な実施」を準用する。

3 石碑やモニュメントの継承

石碑やモニュメントの継承は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第6 災害教訓の伝承 3 石碑やモニュメントの継承」を準用する。

4 伝承の取組

伝承の取組は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第6 災害教訓の伝承 4 伝承の取組」を準用する。

第26節 地震防災訓練の実施

企画課 消防署

第1 目的

地震災害発生時に、県・関係機関及び住民等と連携を図りながら、初動、応急対策が迅速かつ円滑に実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施するものとする。

訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図るものとする。

第2 防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、住民に対し、とるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策について盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。

また、避難行動に支障を来すと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3 目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5 フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 訓練の実施及び参加

1 町は、毎年、みやぎ県民防災の日（6月12日）、防災の日（9月1日）及び津波防災の日（11月5日）等に、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して住民参加による総合防災訓練を実施する。

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第26節 地震防災訓練の実施

- 2 防災訓練は、町及びその他の防災関係機関職員のほか、自主防災組織、民間企業、NPO 法人・ボランティア等団体、その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。
- 3 訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、ハザードマップ等を活用し、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練について、県及び防災関係機関の指導・協力を得て、実施に努める。
- 4 要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動等、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。
- 5 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。
- 6 大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

第4 訓練の種類及び目的

突発的な災害の発生に備え、町内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

1 総合防災訓練

町は、原則として毎年6月12日（みやぎ県民防災の日）に住民の参加する実践的な総合防災訓練を実施する。訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加・協力を得ながら多数の住民が参加し、要配慮者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。

- (1) 災害対策本部運用訓練
- (2) 職員招集訓練
- (3) 通信情報訓練
- (4) 広報訓練
- (5) 火災防御訓練
- (6) 緊急輸送訓練
- (7) 公共施設復旧訓練
- (8) ガス漏えい事故処理訓練
- (9) 避難訓練
- (10) 救出救護訓練

- (11) 警備、交通規制訓練
- (12) 炊き出し、給水訓練
- (13) 防潮堤の水門、陸閘等の締切操作訓練
- (14) 水害防止訓練
- (15) 自衛隊災害派遣要請等訓練
- (16) 避難所運営訓練
- (17) その他

2 地域防災訓練

行政区、自主防災組織等を単位とし、又は複数の組織の連合もしくは学校区・避難所を単位とする地域防災訓練を、避難の指示、誘導、伝達方法等の内容により年次計画に従い実施する。

なお、訓練は定期的・継続的に行うことが重要なことから、住民が興味を持つ訓練を企画・実施するよう努める。

3 避難訓練

- (1) 町は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を原則として年1回以上実施するものとする。
- (2) 教育委員会、小・中学校、保育所においては、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。
- (3) 町は、社会福祉施設、病院、旅館、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難計画の樹立及び訓練の実施について指導協力する。

4 消防訓練

消防機関の出動、避難誘導、救助救出、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、具体的には女川町消防計画に定めるところによる。

(資料14-1 「女川町消防計画」 参照)

5 通信訓練

地震災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう、平時の通信から災害通信への迅速かつ的確な切り替え、通信途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

6 非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置等防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施するものとする。

第5 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは町の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際

第3編 地震災害対策

第1章 災害予防対策

第26節 地震防災訓練の実施

しては次の事項に配慮する。

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（シナリオ）については、過去の大規模地震災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

なお、訓練は定期的・継続的に行うことが重要なことから、住民が興味を持つ訓練を企画・実施するよう努める。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるように訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練の在り方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第6 学校等の防災訓練

1 地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。

2 校園外活動（自然体験学習、校外学習、野外活動を含む）等で海浜部又は山間部を利用する場合は、事前に地震・津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。

3 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。

4 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第7 企業の防災訓練

1 企業は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。

2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所や指定避難所として指定されている場合は、地震災害時に指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、避難者の受け入れ等の訓練等を実施する。

3 災害発生時に備え、周辺自治体及び行政区、住民並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

(訓練内容)

- (1) 避難訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 救急救命訓練
- (4) 災害発生時の安否確認方法
- (5) 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- (6) 災害時の危険物、有害物の漏えい等の対処訓練
- (7) 災害救助訓練
- (8) 町、行政区、他企業との合同防災訓練
- (9) 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第27節 消防団の育成強化

企画課 消防署

消防団の育成強化は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第19節 消防団の育成強化」を準用する。

第28節 地域における防災体制

企画課 消防署

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第1 目的」を準用する。

第2 自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織の果たすべき役割は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第2 自主防災組織の果たすべき役割」を準用する。

第3 自主防災組織の育成・指導

自主防災組織の育成・指導は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第3 自主防災組織の育成・指導」を準用する。

第4 「自助」「共助」「公助」による協働（自主防災組織の位置づけ）

「自助」「共助」「公助」による協働（自主防災組織の位置づけ）は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第4 「自助」「共助」「公助」による協働（自主防災組織の位置づけ）」を準用する。

第5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平時及び災害発生時において次の活動を行う。

1 平時の活動

平時の活動は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 1 平時の活動」を準用する。

2 災害発生時の活動

（1）情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 2 災害発生時の活動 （1）情報の収集・伝達」を準用する。

（2）出火防止及び初期消火

出火防止及び初期消火は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 2 災害発生時の活動 （2）出火防止及び初期消火」を準用する。

（3）救出・救護活動の実施

救出・救護活動の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 2 災害発生時の活動 （3）救出・救護活動の実施」を準

第3編 地震災害対策
第1章 災害予防対策
第28節 地域における防災体制

用する。

(4) 避難の実施

町長又は警察官もしくは海上保安官等から避難の指示等が行われた場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(イ) 市街地……………火災、落下物、危険物

(ロ) 山間部、起伏の多いところ……土石流、がけ崩れ、地すべり（土砂災害危険箇所）

(ハ) 海岸地域……………津波

(二) 河川……………津波、決壊、氾濫

ロ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ハ 避難行動要支援者に対しては、住民の協力の下に避難させる。

(5) 避難所開設・運営への自主的な参画

避難所開設・運営への参画は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 2 災害発生時の活動 (5) 避難所開設・運営への自主的な参画」を準用する。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

給食・救援物資の配布及びその協力は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 2 災害発生時の活動 (6) 給食・救援物資の配布及びその協力」を準用する。

第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

住民及び事業者による地区内の防災活動の推進は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第29節 地震調査研究等の推進

企画課 消防署

第1 目的

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関等で行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。

第2 調査研究の連携強化

観測・情報網の充実、地震対策の調査研究について、平成15年に発足した宮城県沖地震対策研究協議会等を中心に産学官の連携体制（ネットワーク）を整備し、地域の地震防災力の向上を図る。

第3 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ町に報告するよう努める。町村は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずるよう努める。

第4 防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第30節 企業等の防災対策の推進

企画課 産業振興課
消防署

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第1 目的」を準用する。

第2 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、大規模地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、その社会的使命を考えるとき、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。

このため、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

事業継続上の取組の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第2 企業等の役割 1 企業等の活動 (2) 事業継続上の取組の実施」を準用する。

(3) 被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(4) 帰宅困難者対策の実施

帰宅困難者対策の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第2 企業等の役割 1 企業等の活動 (3) 帰宅困難者対策の実施」を準用する。

(5) 町長への報告

防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の策定・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、策定した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

2 町及び防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

防災に関するアドバイスの実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第2 企業等の役割 2 町及び防災関係機関の役割 (1) 防災に関するアドバイスの実施」を準用する。

(2) 企業防災の取組支援

企業防災の取組支援は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第2 企業等の役割 2 町及び防災関係機関の役割 (2) 企業防災の取組支援」を準用する。

(3) 企業の防災力向上対策

企業の防災力向上対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第2 企業等の役割 2 町及び防災関係機関の役割 (3) 企業の防災力向上対策」を準用する。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- 8 施設の耐震化の推進
- 9 施設の地域避難所としての提供
- 10 地元消防団との連携・協力
- 11 コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- 12 大型の什器・備品の固定

第2章 災害応急対策

第2章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

各部

第1 目的

大規模地震が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町は防災関係機関と協力し、大規模地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

※ 「アウターライズ地震」…陸から見て海溝の外側（アウター）の海底の隆起している部分（ライズ）で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい
(資料1-2「女川町災害対策本部条例」参照)
(資料1-3「女川町災害対策本部運営要綱」参照)

第2 初動対応の基本的考え方

初動対応の基本的考え方は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第2 初動対応の基本的考え方」を準用する。

第3 配備体制

1 職員の配備体制

町は、災害の規模に応じた配備態勢を敷くこととする。

その際、県と一体となった体制がとれるよう、配備基準、配備内容の整合性に配慮する。

2 配備体制の時期及び内容

地震災害に対処するため、災害の状況により別に示す~~(※)~~配備体制のうち必要な配備体制を指令するものとし、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対し種別の異なる配備体制を指令することができる。

(1) 警戒配備

企画課長は、町内で別に示す~~(※)~~第0号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制

震度4 (実測値) の地震が発生した場合、又は宮城県に津波注意報が発表されたとき、又は警戒本部を設置するまでに至らないが、災害に対する事前の警戒が必要と認めた場合は、総務課長と協議の上第0号警戒配備態勢の指令を発することができるものとし、配備態勢をとったときは町長及び副町長に報告する。

(2) 警戒本部及び特別警戒本部

- イ 町長は、町内で別に示す^(※)第1号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する震度4 (実測値) の地震が発生し、かつ被害が発生した場合、震度5弱 (実測値) を観測する地震が発生した場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）又は宮城県に津波警報が発表されたときには、警戒本部を設置し、第1号特別警戒配備態勢の指令を発する。
- ロ 町長は、町内で別に示す^(※)第2号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する震度5強 (実測値) を観測する地震が発生したとき又は宮城県に大津波警報が発表されたときには、特別警戒本部を設置し、第2号特別警戒配備態勢の指令を発する。
- ハ 警戒本部及び特別警戒本部の組織及びその運営等は、災害対策本部（以下「災対本部」という。）に準ずるものとする。

この場合において、「災対」とあるのは「警戒」又は「特別警戒」と、「非常配備」とあるのは「特別警戒配備」と、「災対総務部」、「災対生活部」、「災対健康福祉部」、「災対建設部」、「災対産業部」、「災対上下水道部」、「災対教育部」、「災対消防団」及び「災対消防部」とあるのは、「警戒総務部」、「警戒生活部」、「警戒健康福祉部」、「警戒建設部」、「警戒産業部」、「警戒上下水道部」、「警戒教育部」、「警戒消防団」及び「警戒消防部」とそれぞれ読み替えるものとする。

(3) 災対本部

町長は、町内で別に示す^(※)第3号非常配備態勢の配備基準に該当する震度6弱 (実測値) 以上の地震が観測されたとき、又は県内市町村が緊急安全確保を発令したときは、災対本部を設置し、第3号非常配備態勢の指令を発する。

(4) 現地災害対策本部

町長は、局部的かつ特に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、特に必要と認めた場合には、災対本部に現地災害対策本部を設置し、災害地にあって、災対本部の事務の一部を行う。

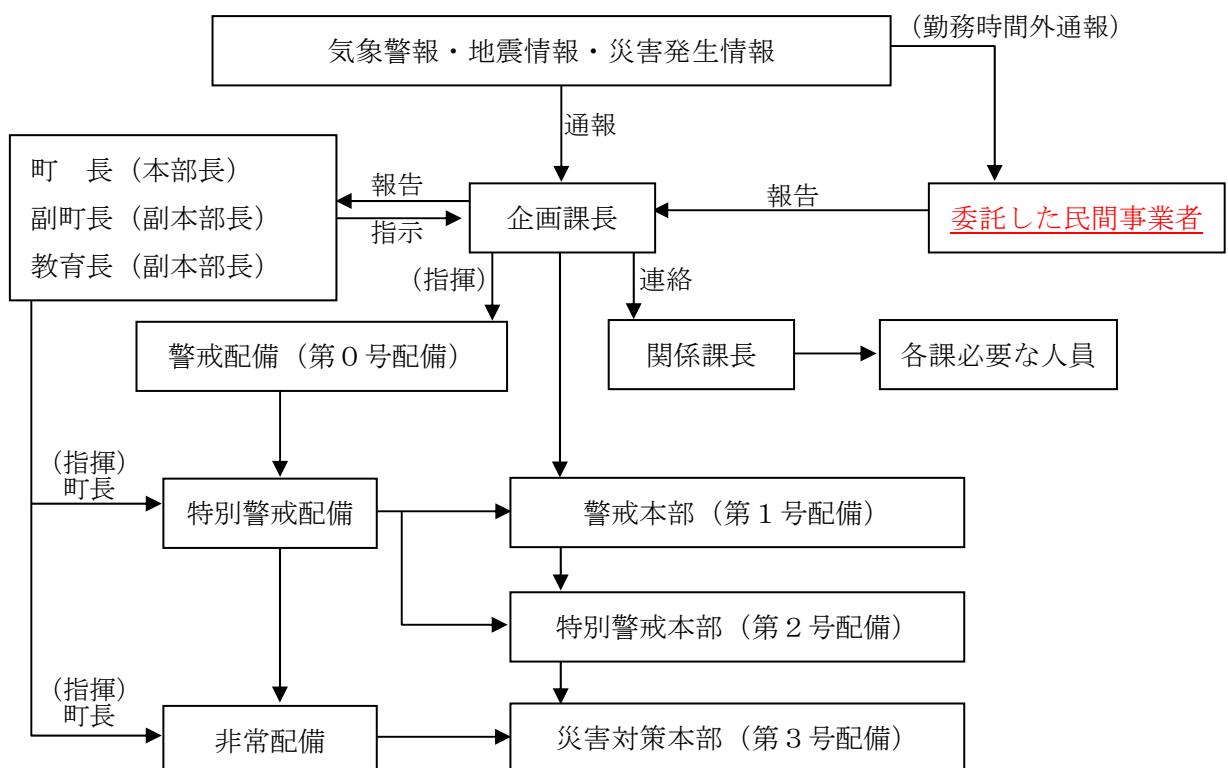
(※) 地-77 及び地-78 災害時の職員の配備体制の基準・内容等を参照

3 各課等の配備体制

- (1) 各職員は、勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する地震、津波等を覚知した場合は、各段階において事前に定められた基準と役割に応じ自ら登庁し、配置につくものとする。

(2) 各課長等は、配備基準に該当する地震の発生を知ったとき、又は津波注意報、津波警報が気象庁より発表されたときは、町長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める配備該当基準の配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講ずるとともに、あわせて、町長もしくは副町長、教育長又は総務課長に対し、必要な指示の要請、状況説明その他を行い、町長の指示に備えるものとする。

警戒配備・特別警戒配備・非常配備の流れ



4 各配備態勢下での活動

(1) 第0号警戒配備態勢

- イ 企画課長は、県及び関係機関と連絡をとり、地震・津波情報等を的確に把握し、各課に伝達する。
- ロ 総務課長は、警戒配備に係る所要の職員を招集する。
- ハ その他関係課長は、所管に係る情報を関係機関等から収集し、企画課長に伝達する。
- ニ 配備につく職員の人員は、状況に応じ各課長が判断し増減する。
- ホ 配備につく職員は、自己の所属する課の所定の場所に待機する。
- ヘ 第0号警戒配備態勢以外の職員は、自宅待機とする。

(2) 第1号特別警戒配備態勢

第1号特別警戒配備態勢は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制

3 配備体制 4 各配備態勢下での活動 (2) 第1号特別警戒配備態勢」を準用する。

(3) 第2号特別警戒配備態勢

第2号特別警戒配備態勢は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第3配備体制 4 各配備態勢下での活動 (3) 第2号特別警戒配備態勢」を準用する。

(4) 第3号非常配備態勢

第3号非常配備態勢は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第3配備体制 4 各配備態勢下での活動 (4) 第3号非常配備態勢」を準用する。

(5) 警戒本部、特別警戒本部及び災対本部の設置又は廃止の権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理者順位者は、次のとおりとする。

職務代理者 権限順位	1	副町長
	2	教育長
	3	総務課長

災害時の職員の配備体制の基準・内容等

区分	配備基準			配備内容	配備該当者	本部体制	備考
	風水害等災害	地震災害	津波災害				
警戒配備 第0号	1 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表された場合で、災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 2 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 3 気象予報その他の異常現象において、企画課長が必要と認めたとき。	町内で「震度4」の地震が観測されたとき。	宮城県に「津波注意報」が発表されたとき。	災害対策関係課の職員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を円滑に実施し、状況により速やかに高次の態勢に移行できる態勢とする。	企画課、総務課、 <u>地域防災推進課</u> 、 <u>税務課</u> 、町民生活課、健康福祉課、建設課、上下水道課、産業振興課、会計課、教育局、消防団長、女川消防署長の所要人員 ※風水害等災害2を除き、勤務時間外においては自動発令		1 勤務課へ参集できない配備職員は、最寄りの機関へ参集し勤務課と連絡をする。 2 休日及び勤務時間外における初動期の配備体制については、部長が災害の様等を勘案の上、その内容を決める。 3 災害応急対策が概ね完了し災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。 4 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部からの指示により関係各課を通じ防災関係機関に伝達するものとす
特別警戒配備 第1号	1 台風による災害が予想されるとき。 2 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 3 その他特に町長が必要と認めたとき。	1 町内で「震度4」の地震が観測され、被害が発生したとき。 2 町内で「震度5弱」を観測する地震が発生	宮城県に「津波警報」が発表されたとき。	所用の人員で、局地的な災害に対し、情報の収集、連絡及び応急措置を円滑に実施し、状況により速やかに特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	災害応急対策に係する部の所要人員 ※風水害等災害を除き、勤務時間外においては、自動発令	警戒本部 (本部長:町長)	

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制

		した場合 3 北海 道・三陸 沖後発注 意情報が 発信され たとき					る。 なお、津波 及び地震につ いては、警報 の発表又は地 震の観測、大 雨等について は、特別警報 をもって警戒 本部等を自動 設置するの で、伝達は行 わないものと する。また、 廃止について は、自動設置 いかんに関ら ず、本部から の指示により 各防災関係機 関に伝達する ものとする。
第2号		1 台風による広 範囲かつ大規模 な災害の発生が 予想されるとき。 2 大雨、洪水、 等の警報が発表 され、広範囲か つ大規模な災害 の発生が予想さ れるとき又は被 害が発生したと き。 3 その他特に町 長が必要と認め たとき。	町内で「震 度5強」の地 震が観測さ れたとき。	宮城県に大 津波警報が 発表された とき。	所用の人員で、 複数の地域に被 害が拡大するの を防止するため の応急対策活動 及び復旧対策活 動に直ちに対処 し、状況により 速やかに災害対 策本部の設置に 移行できる態勢 とする。	特別警戒本 部 (本部長： 町長)	
非常配備	第3号	1 特別警報が発 表されたとき。 2 災害時におい て、町長が必要 と認めたとき。	町内で「震 度6弱」以 上の地震が 観測された とき。	宮城県に 「大津波警 報」が発表 されたとき。	組織の全力を挙 げて応急対策を 実施するため災 害応急対策に従 事することができる全職員。	各部所属部員 全員 ※風水害等災 害を除き、 勤務時間外 においでは、自動發 令	災害対策本 部 (本部長： 町長)

(注) 1 配備基準のいづれか二つに該当する場合に適用される。

(注) 2 各職員は、災害情報等により災害の発生するおそれがある場合は、気象庁の発表が
ない場合でも、被害相当の配備体制による参集を行う。

5 各部の配備・動員計画

各部の配備・動員計画は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第3 配
備体制 5 各部の配備・動員計画」を準用する。

第4 職員の動員・配備

1 勤務時間中における動員

勤務時間中における動員は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第4
職員の動員・配備 1 勤務時間中における動員」を準用する。

2 夜間・休日等の勤務時間外における動員

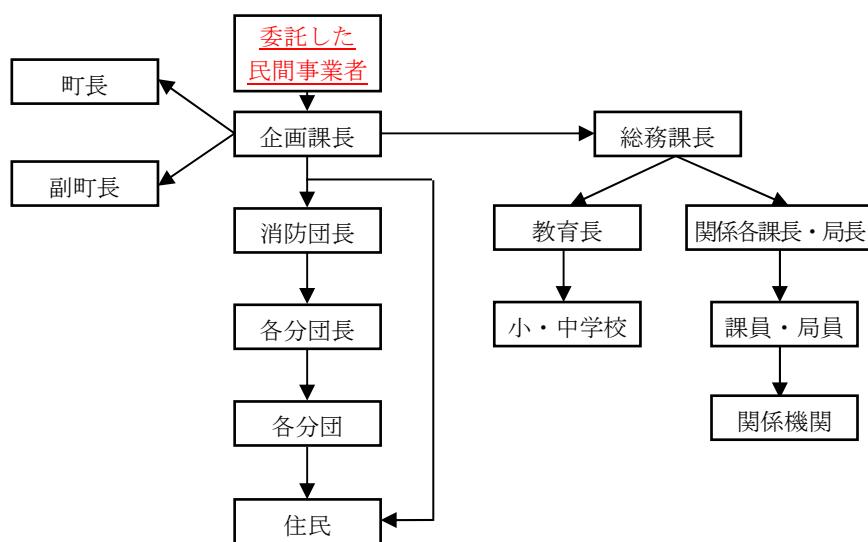
(1) 夜間・休日等の勤務時間外において、委託した民間事業者は、緊急に応急措置
を実施する必要があると認められる地震、津波情報及び災害発生のおそれのある

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制

異常現象発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに企画課長（不在のときは企画課長補佐又は防災係長）及び関係課長に連絡し指示を仰ぐ。

（2）（1）の通報を受けた企画課長は、町長に報告し、その指示に従い関係課長に伝達する。関係課長は、必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報の収集、その他応急対策実施の態勢をとる。

勤務時間外における連絡伝達系統



（3）防災所管部・課のとるべき措置

イ 企画課長補佐は、配備基準に該当する地震の発生を知ったとき、もしくは津波注意報、津波警報が気象庁より発表されたとき、又は災害発生を知ったときは、企画課長に連絡協議の上、直ちに登庁し、企画課長が登庁するまでの間、防災係長に指示するなどして初期応急活動を行う。

ロ 企画課長は、配備基準に該当する地震の発生を知ったとき、もしくは津波注意報、津波警報、大津波警報が気象庁より発表されたとき、又は災害発生を知ったときは、町長、副町長、総務課長へ連絡協議の上、企画課長補佐又は防災係長に必要な指示を行った後、総務課長とともに直ちに登庁し、非常（警戒）配備態勢が発令された場合は、町長又は副町長が登庁するまでの間、関係各課職員を指揮し、初動応急活動体制の確立を図る。

ハ 企画課長が不在のときは、総務課長、建設課長の順に諸措置をとる。

3 職員の配置及び服務

職員の配置及び服務は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第4 職員の動員・配備 3 職員の配置及び服務」を準用する。

4 夜間・休日等の勤務時間外における参集時の留意事項

夜間・休日等の勤務時間外における収集時の留意事項は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第4 職員の動員・配備 4 夜間・休日等の勤務時間外における収集時の留意事項」を準用する。

5 職員配備に際しての留意事項

職員配備に際しての留意事項は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第4 職員の動員・配備 5 職員配備に際しての留意事項」を準用する。

6 各態勢の配備要員

各態勢の配備要員は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第4 職員の動員・配備 6 各態勢の配備要員」を準用する。

第5 災対本部の設置

災対本部の設置は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第5 災対本部の設置」を準用する。

第6 警察の活動

警察の活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第6 警察の活動」を準用する。

第7 消防機関の活動

消防機関の活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第7 消防機関の活動」を準用する。

第8 防災関係機関の活動

防災関係機関の活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第8 防災関係機関の活動」を準用する。

第9 関係機関等との連携

1 県との連携

県は、以下のような場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る町の現状及び要望等）を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

（1）震度6弱以上を観測する地震、又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合

（2）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又は当該地震と判定され得る規模の地震及び津波が発生したと判断される場合

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制

(3) 町との情報途絶が発生した場合

2 県による現地災害対策本部の設置

県は、特に被害が甚大と思われ必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置する。

町は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

3 防災関係機関相互の連携

防災関係機関相互の連携は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第9 関係機関等との連携 2 防災関係機関相互の連携」を準用する。

第10 複合災害発生時の体制

複合災害発生時の体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第10 複合災害発生時の体制」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

各部

第1 目的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く住民等に伝達することが重要である。特に要配慮者への伝達に万全を期する。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

第2 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオで放送する。また、最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置づけている。

仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るなどを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。

また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した場合、町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災広報無線等により、住民等への伝達に努める。

また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災広報無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

3 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達

緊急地震速報を見聞きしたときは、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

緊急地震速報の入手場所と取るべき行動の具体例

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> <ul style="list-style-type: none">・あわてて外へ飛び出さない。・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> <ul style="list-style-type: none">・あわてて出口・階段等に殺到しない。・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第3 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。これらの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知される。

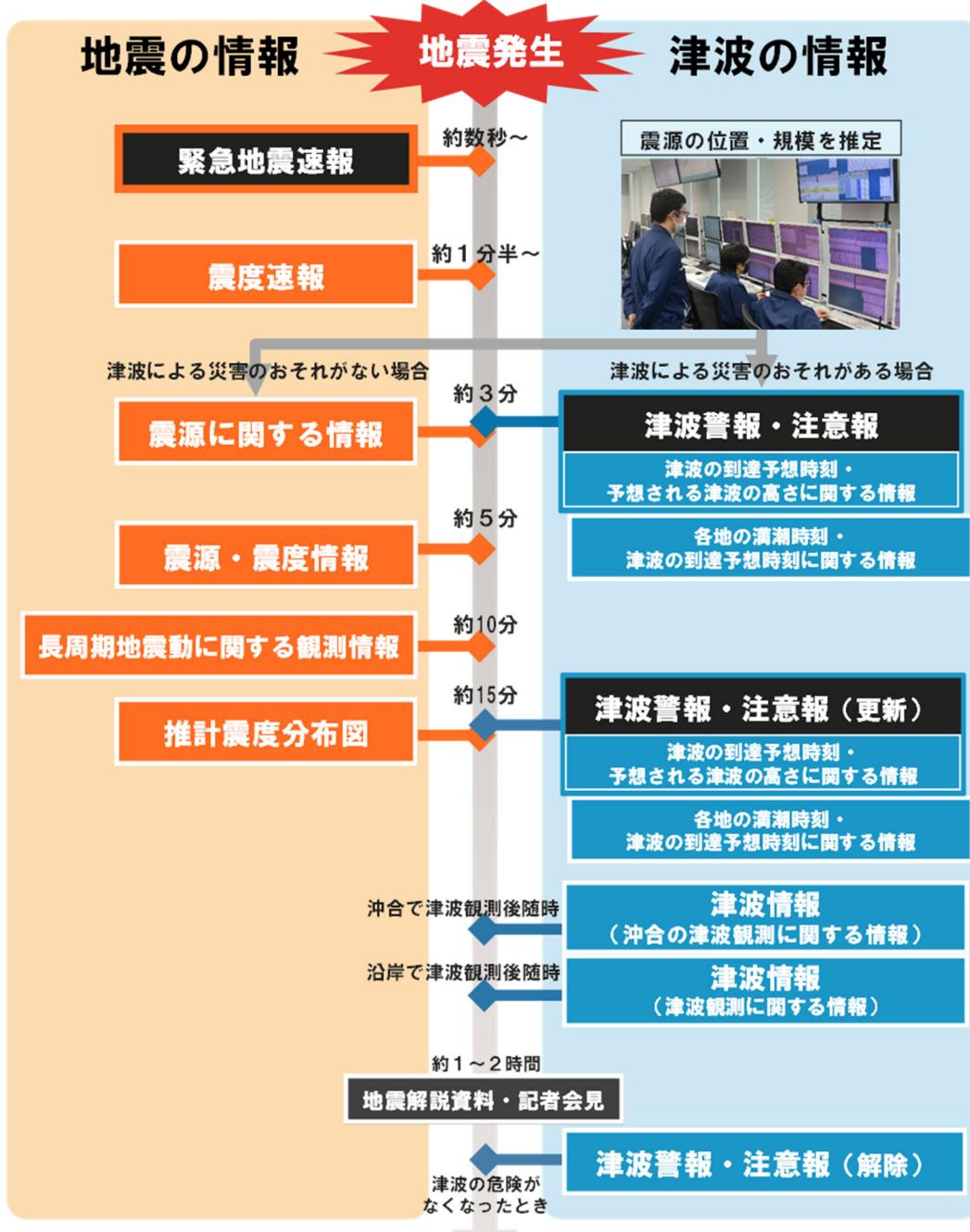
1 情報の種類

仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

(1) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報 と 注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」 又 は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報 と 注意報発表 又 は若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m四方</u> ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 <u>(地震発生から10分後程度で1回発表)</u>
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある)</u>	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、 <u>地震発生から</u> 概ね30分以内に発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は <u>噴火発生から</u> 1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

地震及び津波に関する情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

(2) 津波情報等

津波情報、津波警報等の詳細については津波災害対策編第2章第2節第4を参照。

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時遠地地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。) 	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料(全国速報版) <p>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料(地域速報版) <p>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</p>
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料(全国詳細版) <p>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動等、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料(地域詳細版) <p>地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表とともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。</p>
地震活動図	定期(毎日)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況を取まとめた地震活動の傾向等を示す資料。

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は、津波警報等、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達する。

なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接市町村及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、総務省消防庁から同報送信されている。

(2) 報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を住民に広く周知することに努める。

3 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する

また、町で震度5強以上を観測する地震が発生した場合、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

4 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講ずる。

(1) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が必要な情報の放送に努めるよう留意する。

(2) 発災後も円滑に放送を継続し、地震情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

5 住民等への伝達

町は、仙台管区気象台等から伝達を受けた地震及び津波情報を等を広報車、防災広報無線等により迅速かつ的確に住民等に周知するものとし、緊急を要する場合はサイレン、警鐘等も活用する。

第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報

1 情報発表基準

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで M_w (モーメントマグニチュード) 7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発表される。

なお想定震源域の外側で M_w 7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の M_w に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限り、発表される。

2 情報発表の流れ

気象庁において一定精度の M_w を推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の基準を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。

3 情報の解説及び防災対応の呼び掛け内容

(1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼び掛け」が行われる。

(2) 防災対応の呼び掛け内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

4 情報に関する留意事項

(1) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。

(2) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。

イ この情報は、防災対応の呼び掛け期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。

ロ 後発地震の発生可能性は、先発地震が起ころから時間が経つほど低くなる。

ハ 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。

ニ 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。

ホ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。

ヘ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さい M_w 8 クラスの地震等にも備える必要がある。

ト 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。

チ 既に発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

第5 災害情報収集・伝達

地震災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達

通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

1 災害情報等収集体制

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員による巡回等を行い情報把握に当たらせるとともに、行政区長（自主防災組織）、消防団等の協力を得て情報の収集に努める。
- (2) 町は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報もあわせて収集する。

(資料17-2「町の報告様式」参照)

- (3) 防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に情報を交換するとともに、被害状況等の把握に努める。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模を早期に把握する。
- (4) 災対本部設置に至らない場合の災害情報等の収集・伝達体制は、その規模及び状況を適切に判断し、本体制を準用して対応するものとする。

2 収集すべき災害情報等の内容

各災対部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その所管とする施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について、直ちに情報収集活動をはじめ本部長に報告すべき内容をまとめておく。直ちに収集すべき情報等の内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 住民等の安否に関する情報

各地区における住民の安否（一般住民、要配慮者、児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者等）、行方不明者の数

(2) 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報

- イ 庁舎（本庁舎、各部出先機関等）
- ロ 消防署、交番、その他国・県の施設
- ハ 電話、水道、電力、下水道等のライフライン施設
- ニ その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

(3) 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況含む）

- イ 病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
- ロ 学校、文化・体育施設等の避難所相当施設
- ハ 保健センター等その他要配慮者入居施設
- ニ その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

(4) 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に係る情報）

- イ 海岸及び河川の堤防、がけ・擁壁等
- ロ 住宅密集地、商業施設・工場、危険物取扱施設等

(5) 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況含む）

イ 国道、主要地方道等

ロ 幹線道路、その他重要な道路、橋梁、陸橋、信号、離島航路等

ハ 鉄道線路、駅舎、港湾施設等

- (6) 行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。
- (7) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。町は県と協力し、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。
- (8) 町又は県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災IOTシステム等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有提供を図る。
- (9) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町、県及び指定地方公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況とあわせて併せて、町に連絡する。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。
- (10) 町及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況もあわせて併せて収集する。

3 災害情報の収集活動

災害情報の収集活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2 情報収集・伝達 3 災害情報の収集活動」を準用する。

4 情報の取りまとめ

情報の取りまとめは、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2 情報収集・伝達 4 情報の取りまとめ」を準用する。

5 情報の伝達

情報の伝達は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2 情報収集・伝達 5 情報の伝達」を準用する。

6 災害情報等の交換

災害情報等の交換は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2 情報収集・伝達 6 災害情報等の交換」を準用する。

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達

7 県等への被害状況の報告

県等への被害状況の報告は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2 情報収集・伝達 7 県等への被害状況の報告」を準用する。

第6 通信・放送施設の確保

大規模地震災害により通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、施設の応急復旧又は代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講ずるものとする。

1 防災広報無線施設等

- (1) 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、防災広報無線、地域衛星通信ネットワーク等の通信手段を確保する。
- (2) 地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行うとともに、代替通信経路を確保する。
- (3) 避難場所となった学校等と本部との通信手段の確保に努めるとともに、あわせ
て他機関及び他市町との通信手段の確保にも努める。

第7 災害時の通信連絡

災害時の通信連絡は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第6節 第3 災害時の通信連絡」を準用する。

第8 郵便関係の措置

郵便関係の措置は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第6節 第4 郵便関係の措置」を準用する。

第3節 災害広報活動

災対総務部
各災対部

第1 目的

町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切に提供するものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第2 社会的混乱の防止

社会的混乱の防止は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第2 社会的混乱の防止」を準用する。

第3 実施責任者

実施責任者は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第3 実施責任者」を準用する。

第4 災害時広報体制の確立等

災害時広報体制の確立等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第4 災害時広報体制の確立等」を準用する。

第5 主に広報すべき情報項目

町は、各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

広報の実施に際しては、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。

また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第3編 地震災害対策
 第2章 災害応急対策
 第3節 災害広報活動

1 災害発生直後の広報

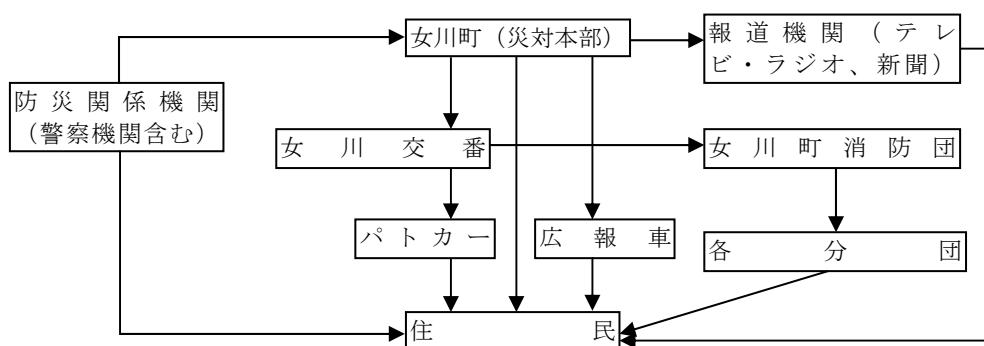
主な広報事項	広報手段
<p>(1) 地震・津波等に関する情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報を含む）</p> <p>(2) 出火防止及び初期消火の呼び掛け</p> <p>(3) 地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報</p> <p>(4) デマ情報、パニック防止への呼び掛け</p> <p>(5) 避難指示及び誘導</p> <p>(6) 要配慮者の保護及び人命救助の協力呼び掛け</p> <p>(7) 被害区域及び被害状況の概要</p> <p>イ 延焼火災の発生状況</p> <p>ロ 建物破壊の発生状況</p> <p>ハ 道路の破損、その他地盤災害の発生状況</p> <p>(8) 町の活動体制及び応急対策実施状況に関する事項</p> <p>イ 災対本部の設置に関する事項</p> <p>ロ 避難所、救護所の設置</p> <p>ハ その他必要な事項</p> <p>(9) 町の行う救護救助活動への協力の呼び掛け</p> <p>（自主防災組織等に対する活動実施要請）</p>	防災広報無線、広報車、口頭伝達（町職員等による）、テレビ・ラジオ、自主防災組織等を通じての連絡、職員による避難所への広報、インターネット（町ホームページ、町X（旧ツイッター）、緊急速報メール）

2 被害の状況が静穏化した段階の広報

主な広報事項	広報手段
<p>(1) 地震・津波等に関する情報</p> <p>(2) 被害情報及び応急対策実施に関する事項</p> <p>イ 被災地の状況</p> <p>ロ 避難所、救護所の開設状況</p> <p>ハ 応急給水の実施状況</p> <p>（給水拠点の位置、給水実施予定地等）</p> <p>ニ 応急給食、その他救援活動の実施状況</p> <p>ホ ごみ、がれきの収集方法その他</p> <p>ヘ 防疫に関する事項</p> <p>(3) ボランティア受入れに関する情報</p> <p>(4) 安心情報</p> <p>イ 「・・・地区被害なし」</p> <p>ロ 「・・・小学校児童は全員無事に…へ避難」</p> <p>ハ その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報</p> <p>(5) 相談窓口設置に関する情報（町民相談所の設置）</p> <p>(6) 生活関連情報</p> <p>イ 水道の被害・復旧状況</p> <p>（その他施設の被害状況、水質についての注意等）</p> <p>ロ 電気、下水道の被害・復旧状況</p> <p>ハ 食料品、生活必需品の供給状況</p> <p>(7) 通信施設の被害・復旧状況</p> <p>(8) 緊急通行路の確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報</p>	<p>「広報おながわ災害復旧速報版」</p> <p>ビラ掲示、テレビ・ラジオ・新聞</p> <p>インターネット（町ホームページ、町X（旧ツイッター）、携帯メール）</p> <p>町民相談所の開設（各部職員で構成される総合窓口を役場庁舎に設置）</p>

(9) 道路における危険防止及び交通円滑化に関する情報 (10) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報 (11) 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報 (12) 鉄道、バス及び離島航路等交通機関の復旧、運行状況 (13) 医療機関の活動状況 (14) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報 (15) 安否情報 (16) 民心安定のための情報 (17) 町ホームページへの掲載による広報 (18) その他必要な事項	
--	--

住民に対する災害情報伝達系統



3 広報文例

災対総務部長は、広報資料の作成に当たっては、次の文例をもとに適宜決定する。

なお、文例は、防災訓練及び住民（自主防災組織等）との交流を通じて、情報項目補充、適切な言い回しへの改訂に努めるものとする。

災害種別・区分	広報内容	例文番号
地震時（発生初期） (町内で震度6弱以上)	(1) 地震・余震・二次災害防止情報の伝達 (2) 被害状況 (3) 火災発生の状況を知らせ避難情報の伝達 (4) 土砂災害のおそれのある箇所住民への避難情報の伝達 (5) 町民相談所の開設 (6) 安心情報の伝達 (7) 道路状況と交通規制 (8) 交通機関の運行状況 (9) 避難所の開設状況 (10) 医療救護所の開設状況 (11) 応急給水等の連絡 (12) その他復旧時の広報文例	2 3 4 5 8 9 10 11 12 13 14 15~25
津波予警報発表時	(1) 津波予警報の伝達 (2) 避難指示の伝達	7 7

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第3節 災害広報活動

災害種別・区分	広報内容	例文番号
	(3) 避難情報の伝達	7
	(4) 被害状況	3
	(5) 町民相談所の開設	8
	(6) 安心情報の伝達	9
	(7) 道路状況と交通規制	10
	(8) 交通機関の運行状況	11
	(9) 避難所の開設状況	12
	(10) 医療救護所の開設状況	13
	(11) 応急給水等の連絡	14
	(12) その他復旧時の広報文例	15～25

(資料4-6「災害時の広報文例」参照)

第6 報道機関への発表・協力要請

報道機関への発表・協力要請は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第6報道機関への発表・協力要請」を準用する。

第7 広報活動用資機材及び要員の確保等

広報活動用資機材及び要員の確保等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第7 広報活動用資機材及び要員の確保等」を準用する。

第8 安否情報

安否情報は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第8 安否情報」を準用する。

第4節 災害救助法の適用

災対総務部
災対生活部

災害救助法の適用は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第8節 災害救助法の適用」を準用する。

第5節 救急・救助活動

災対総務部 災対建設部
災対消防団 災対消防部
各災対部

第1 目的

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については、一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は、防災関係機関との連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が他方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民についても防災の基本理念に基づき、自ら救出・救助活動に協力する。

第2 実施責任者

実施責任者は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第2 実施責任者」を準用する。

第3 救助活動

救助活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第3 救助活動」を準用する。

第4 石巻海上保安署（宮城海上保安部）

石巻海上保安署（宮城海上保安部）は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第4 石巻海上保安署（宮城海上保安部）」を準用する。

第5 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等の活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第5 住民及び自主防災組織等の活動」を準用する。

第6 救急・救助活動への支援

救急・救助活動への支援は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第6 救急・救助活動への支援」を準用する。

第7 惨事ストレス対策

惨事ストレス対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第7 惨事ストレス対策」を準用する。

第8 感染症対策

感染症対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第8 感染症対策」を準用する。

第9 救急・救助用資機材の整備

救急・救助用資機材の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第9 救急・救助用資機材の整備」を準用する。

第6節 医療救護活動

災対総務部 災対健康福祉部
各災対部

医療救護活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第14節 医療救護活動」を準用する。

第7節 消火活動

災対総務部 災対消防団
災対消防部

第1 目的

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町及び防災機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力を得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

第2 地震災害時における消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行うものとし、また、町は防災関係機関と協力して、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼び掛ける。

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎよ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎよにより行う。

（1）重要防ぎよ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

（2）消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う

（3）市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を受入れる対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

（4）重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

（5）火災現場活動の原則

イ 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し行動を決定する。

ロ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第7節 消火活動

により火災を鎮圧する。

- ハ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第3 町の対応

町は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

また、石巻地区広域行政事務組合消防本部及び女川消防署の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

第4 消防機関の活動

1 石巻地区広域行政事務組合消防本部の活動

石巻地区広域事務組合消防長は、女川消防署を指揮し、女川町消防団や各関係機関と相互に連絡をとり、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防計画に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

（1）初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、（、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

（2）地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

（3）道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

（4）消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、石巻地区広域事務組合消防長又は女川消防署長と連携を図り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難確保のための消火活動等人命

の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(1) 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、住民に対し、出火警戒を呼び掛けける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難の指示等が行われた場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

3 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第5 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずるものとする。

第6 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼び掛け、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼び掛けを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第7節 消火活動

関に通報する。

第7 住民の活動

- 1 火気の遮断
ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。
- 2 初期消火活動
火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。
- 3 通電火災の防止
被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第8 被災地域以外からの応援

町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第9 その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

第8節 交通・輸送活動

災対総務部 災対産業部
災対建設部 災対生活部
各災対部

交通・輸送活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第15節 交通・輸送活動」を準用する。

第9節 ヘリコプターの活動

災対総務部
各災対部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第16節 第1 目的」を準用する。

第2 活動体制

活動体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第16節 第2 活動体制」を準用する。

第3 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、「(災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- 2 救出救助活動
- 3 救急患者等の搬送
- 4 救援隊・医師等の人員搬送
- 5 消防部隊の搬送・投入
- 6 被災地への救援物資の搬送
- 7 応急復旧用資機材等の搬送
- 8 住民に対する避難の指示等の広報活動
- 9 その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第4 活動拠点の確保

活動拠点の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第16節 第4 活動拠点の確保」を準用する。

第5 安全運航体制の確保

安全運航体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第16節 第5 安全運航体制の確保」を準用する。

第6 応援要請の手続き

応援要請の手続きは、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第16節 第6 応援要請の手続き」を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣

災対総務部
各災対部

自衛隊の災害派遣は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第12節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第11節 相互応援活動

災対総務部 災対消防部
災対建設部 各災対部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第1 目的」を準用する。

第2 相互応援活動の実施

1 取りまとめ責任者

取りまとめ責任者は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第2 相互応援活動の実施 1 取りまとめ責任者」を準用する。

2 応援要請の実施

本部長は、大規模な地震災害が発生し、町のみでは災害応急対策の実施が困難と認めた場合は、応援要請を行うものとする。

3 市町村間等の相互応援活動

(1) 本部長は、応急対策を実施するために必要と認めたときは、他の市町村に対し応援を求める。応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、本部長の指揮の下に行動する。

県は、災害応急対策を行うために必要があると認めるときは、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、また、必要に応じて県内市町村に対して、他の市町村を応援すべきことを指示する。

イ 個別相互応援協定

災害時に係る相互の応援協定を締結している市町村においては、当該協定等に基づく応援要請及び応急活動を実施する。

(資料6-3「広域石巻圏防災に関する相互応援協定書」参照)

(資料6-7「全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱」参照)

ロ 県内全市町村間の相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

(資料6-1「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」参照)

(2) 県への情報伝達

県への情報伝達は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第2 相互応援活動の実施 3 市町村間等の相互応援活動 (2) 県への情報伝達」を準用する。

(3) 応援体制の確保

応援体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第2 相互応援活動の実施 3 市町村間等の相互応援活動 (3) 応援体制の確保」を準用する。

(4) 経費の負担

経費の負担は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第2 相互応援活動の実施 3 市町村間等の相互応援活動 (4) 経費の負担」を準用する。

第3 各種団体及び事業所との協力

各種団体及び事業所との協力は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第3 各種団体及び事業所との協力」を準用する。

第4 水道の相互応援活動

水道の相互応援活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第4 水道の相互応援活動」を準用する。

第5 消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第5 消防機関の相互応援活動」を準用する。

第6 緊急消防援助隊の応援活動

緊急消防援助隊の応援活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第6 緊急消防援助隊の応援活動」を準用する。

第7 広域的な応援体制

広域的な応援体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第7 広域的な応援体制」を準用する。

第8 受入体制の確保

受入体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第8 受入体制の確保」を準用する。

第9 他県等への応援体制

他県等への応援体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第9 他県等への応援体制」を準用する。

第12節 避難活動

各部

第1 目的

町及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難の指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

担当	責任者	災対総務部長	避難誘導、避難所に関する総括
		災対生活部長	避難所の開設・運営
		災対消防団長	避難誘導に関すること
		災対教育部長	避難所の提供及び受入れ、設営補助
		各施設管理者	施設内における避難の総括
	関係機関	自衛隊、石巻警察署、女川消防署、女川町消防団、自主防災組織等、 施設管理者	

1 避難の原則

避難の原則は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第1目的 1 避難の原則」を準用する。

2 住民がとるべき避難行動

地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから、周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動等の避難行動をとる。

なお、地震に伴う津波に対する避難行動については、「第4編 津波災害対策編 第2章 第12節 避難活動」を参照するものとする。

第2 避難対策基本指針

避難対策基本方針は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第2 避難対策基本方針」を準用する。

第3 避難の指示等

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大を防止するため必要と認められる場合は、速やかに避難情報を発令する。

さらに、町は、避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

1 避難の指示等を行う者

避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第12節 避難活動

に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

実施者	根拠法令
町長	災害対策基本法第60条
警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
水防管理者（町長）	水防法第29条
知事又はその命を受けた県職員	水防法第29条、地すべり等防止法第25条
災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第94条

2 町長の役割

町長（以下、本節において「本部長」という。）は、大規模地震に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難情報の発令を行うとともに、警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立ち入りの制限、禁止又は退去命令を行う。

3 県知事の役割

また、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は本部長に代わって避難情報の発令に関する措置の全部又は一部を実施する。

4 洪水等に係る指示

洪水等に係る指示は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (5) 洪水等に係る指示」を準用する。

5 警察への協力要請

警察への協力要請は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (6) 警察の役割」を準用する。

6 石巻海上保安署（宮城海上保安部）の役割

石巻海上保安署（宮城海上保安部）の役割は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (7) 石巻海上保安署（宮城海上保安部）の役割」を準用する。

7 自衛隊の役割

自衛隊の役割は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (8) 自衛隊の役割」を準用する。

第4 避難の指示等の内容及び周知

1 町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を町地

域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。

2 高齢者等避難及び避難指示の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。

区分	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
高齢者等避難	<u>災害のおそれあり</u>	<p><u>危険な場所から高齢者等は避難</u> <u>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> <u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</u> <u>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u></p>
避難指示	<u>災害のおそれ高い</u>	<p><u>危険な場所から全員避難</u> <u>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u></p>

3 関係機関相互の通報等

関係機関相互の通報等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 4 関係機関相互の通報等」を準用する。

4 避難の指示等の伝達方法

(1) 伝達系統

伝達系統は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 5 避難の指示等の伝達方法 (1) 伝達系統」を準用する。

(2) 住民への伝達内容

住民への伝達内容は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 5 避難の指示等の伝達方法 (2) 住民への伝達内容」を準用する。

(3) 住民への伝達方法

避難の指示を行う場合は、次の方法により当該地域の住民に周知徹底を図るものとする。

また、これらを解除したときも同様とする。

イ 口頭又は拡声器による伝達

ロ 防災広報無線による伝達

ハ 町所有広報車又は必要により消防機関の広報車及び警察のパトカーへの出動要請による巡回伝達

ニ サイレン、警鐘による伝達

ホ 自主防災組織会長又は行政区長による伝達

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第12節 避難活動

- ヘ 町職員又は警察官、消防団員への要請による戸別訪問
 - ト 災害対策基本法第57条に基づく、テレビ・ラジオ等による伝達
- (4) 要配慮者等への配慮
- 要配慮者等への配慮は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 5 避難の指示等の伝達方法 (4) 要配慮者等への配慮」を準用する。
- 5 避難の指示等の解除
- 避難の指示等の解除は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 6 避難の指示等の解除」を準用する。
- 6 警戒区域の設定
- 警戒区域の設定は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 7 警戒区域の設定」を準用する。

第5 避難誘導

住民等の避難誘導は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。また、避難に当たっては、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、在宅の要配慮者への情報の伝達、避難誘導等近隣住民（例・行政区の班）の果たす役割が大きいことから、町は、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び行政区等と連携し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努めることはもとより、避難の際は消防団員の誘導のもと、これらの単位集団で行動できるよう平時から心掛けておく。

- 1 避難誘導を行う者
- (1) 危険区域における誘導
- イ 避難指示等が本部長より発令された場合、災対総務部長、災対消防部長及び災対消防団長は、あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の町職員、署・団員を派遣する。
 - ロ 派遣された職員等は、本部長から指示・情報等の收受に当たるとともに、警察官、行政区長、自主防災組織等の協力により、住民等を危険区域内から安全な地域（避難場所もしくは安全なオープンスペース）へ避難誘導に努める。
 - ハ 各地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防団員（避難誘導員）が行い、誘導責任者は、当該地区の消防団幹部とする。
- ニ 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- なお、地震に伴う津波については、「第4編 津波災害対策編 第2章 第12節 避難活動」を参照するものとする。

ホ 避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

また、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等と併せて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

ヘ 避難は徒步を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒步による円滑な避難が困難な場合、町職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

(2) 学校、事業所等における誘導

学校、事業所等における誘導は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第5 避難誘導 1 避難誘導を行う者 (2) 学校、事業所等における誘導」を準用する。

(3) 交通機関における誘導

交通機関における誘導は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第5 避難誘導 1 避難誘導を行う者 (3) 交通機関における誘導」を準用する。

2 避難の誘導

避難の誘導は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第5 避難誘導 2 避難の誘導」を準用する。

3 誘導の際の留意事項

誘導の際の留意事項は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第5 避難誘導 3 誘導の際の留意事項」を準用する。

4 移送の方法

移送の方法は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第5 避難誘導 4 移送の方法」を準用する。

5 住民等の留意事項

住民等の留意事項は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第5 避難誘導 5 住民等の留意事項」を準用する。

6 避難終了後の確認

避難終了後の確認は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第5 避難誘導 6 避難終了後の確認」を準用する。

7 児童・生徒等の集団避難

児童・生徒等の集団避難は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第5 避難誘導 7 児童・生徒等の集団避難」を準用する。

8 その他施設等の集団避難

その他施設等の集団避難は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第5 避難誘導 8 その他施設等の集団避難」を準用する。

第6 避難路及び避難場所の安全確保

避難路及び避難場所の安全確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第6 避難路及び避難場所の安全確保」を準用する。

第7 避難所の開設及び運営

避難所の開設及び運営は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第7 避難所の開設及び運営」を準用する。

第8 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第8 帰宅困難者対策」を準用する。

第9 孤立集落の安否確認対策

孤立集落の安否確認対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第9 孤立集落の安否確認対策」を準用する。

第10 広域避難者への支援

広域避難者への支援は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第10 広域避難者への支援」を準用する。

第11 在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第11 在宅避難者への支援」を準用する。

第13節 応急仮設住宅等の確保

災対総務部 災対生活部
災対建設部 災対健康福祉部
各災対部

応急仮設住宅等の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第18節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第14節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

災対総務部 災対生活部

災対産業部 災対建設部

災対健康福祉部

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第15節 相談活動

災対総務部 災対生活部
各災対部

相談活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第10節 相談活動」を準用する。

第16節 ボランティア活動

災対総務部 各災対部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第19節 第1 目的」を準用する。

第2 一般ボランティア

一般ボランティアは、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第19節 第2 一般ボランティア」を準用する。

第3 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、町が県の協力を得て対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

No.	主な受入項目	担当部
1	救護所等での医療、看護、保健予防	災対総務部
2	被災建築物の応急危険度判定	災対建設部
3	被災宅地の危険度判定	災対建設部
4	砂防関係施設診断	災対建設部
5	外国人のための通訳	災対総務部
6	被災者のメンタルヘルスケア	災対健康福祉部
7	高齢者、障害者等への介護	災対健康福祉部
8	その他専門的知識が必要な業務	各災対部

第4 NPO 法人／NGO との連携

NPO 法人／NGO との連携は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第19節 第4 NPO 法人／NGO との連携」を準用する。

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

災対総務部
各災対部
女川町社会福祉協議会

要配慮者・避難行動要支援者への支援活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章
第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第3編 地震災害対策

第2章 災害応急対策

第18節 家庭動物の収容対策

第18節 家庭動物の収容対策

災対生活部

家庭動物の収容対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第21節 家庭動物の収容対策」を準用する。

第19節 防疫・保健衛生活動

災対生活部
災対健康福祉部
各災対部

防疫・保健衛生活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 防疫・保健衛生活動」を準用する。

第3編 地震災害対策

第2章 災害応急対策

第20節 遺体等の搜索・処理・埋葬

第20節 遺体等の搜索・処理・埋葬

災対生活部

災対消防団

遺体等の搜索・処理・埋葬は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第23節 遺体等の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第21節 社会秩序の維持活動

災対総務部 災対産業部
災対消防団

社会秩序の維持活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第24節 社会秩序の維持活動」を準用する。

第22節 災害廃棄物処理活動

災対生活部
災対建設部

第1 目的

大規模地震発生時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

第2 処理体制

処理体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第2 処理体制」を準用する。

第3 処理方法

1 ごみ処理

ごみ処理は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第3 処理方法 1 ごみ処理」を準用する。

2 災害廃棄物

(1) 対策実施上の基本指針

対策実施上の基本指針は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第3 処理方法 2 災害廃棄物 (1) 対策実施上の基本指針」を準用する。

(2) 対策実施上の時期区分

対策実施上の時期区分は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第3 処理方法 2 災害廃棄物 (2) 対策実施上の時期区分」を準用する。

(3) 障害物の除去

イ 道路に堆積された障害物

道路等に障害物が堆積した場合は、障害物の除去は道路管理者が行うものとする。

(イ) 災対建設部長は、町道の障害物を障害物除去班により除去する。

(ロ) 宮城県東部土木事務所は、県道及び県管轄国道の障害物を除去する。

ロ 水路、河川、海岸保全区域、漁場に堆積された障害物

水路、河川、海岸保全区域、漁場に障害物が堆積した場合は、障害物の除去は当該施設の管理者が行うものとする。

ハ 障害物除去班の編成

災対建設部長は、班長、運転手、機械操作員、土木技術員及び作業員（必要に

応じ消防団員も含む) の1班当たり5~10名の作業班を編成し障害物の除去を行う。

ニ 除去した障害物の処理

除去した障害物については、次のとおり処理するものとする。

- (イ) 除去した障害物の集積場所は、女川町クリーンセンターとする。
- (ロ) 除去した工作物等の障害物で、所有者等に返還する必要があると認められるものについては、必要な手続きを行い保管する。

ホ 機械器具等の調達

災対建設部長は、障害物の除去に必要な機械器具及び操作員について、町内業者等に協力を要請し確保を図るものとし、必要な機械器具等が不足する場合には、近隣市町、又は県知事等に支援を要請する。

また、作業要員の確保は、本章第24節「防災資機材及び労働力の確保」による。

(4) 災害時におけるがれき発生量の推計

災害時に解体建物等から排出される多量のがれきの発生量は、災害廃棄物対策指針（環境省、令和5年4月）の災害廃棄物全体量推計式を参考として推計する。

3 し尿処理

し尿処理は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第3 処理方法 3 し尿処理」を準用する。

4 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境への影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第4 推進方策

推進方策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第4 推進方策」を準用する。

第5 死亡獣畜等の処理

死亡獣畜等の処理は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第5 死亡獣畜等の処理」を準用する。

第23節 教育活動

災対教育部 災対総務部
災対健康福祉部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第1目的」を準用する。

第2 実施責任者

実施責任者は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第2 実施責任者」を準用する。

第3 事前体制

事前体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第3 事前体制」を準用する。

第4 避難措置

学校等の校長等は、地震災害が発生した場合又は町長等が避難の指示等を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

1 在校園時の措置

(1) 地震発生直後の対応

地震発生直後の対応は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4 避難措置 1 在校園時の措置 (2) 災害発生直後の対応」を準用する。

(2) 安全の確認

安全の確認は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4 避難措置 1 在校園時の措置 (3) 安全の確認」を準用する。

(3) 校園外活動時の対応

校園外活動時の対応は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4 避難措置 1 在校園時の措置 (4) 校園外活動時の対応」を準用する。

2 登下校園時及び休日等の状況把握、措置等

登下校園時及び休日等の状況把握、措置等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4 避難措置 2 登下校園時及び休日等の状況把握、措置等」を準用する。

3 保護者への引き渡し

保護者への引き渡しは、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4 避難措置 3 保護者への引き渡し」を準用する。

4 報告の義務

報告の義務は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4 避難措置
4 報告の義務」を準用する。

第5 学校施設等の応急措置

学校施設等の応急措置は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第5 学校施設等の応急措置」を準用する。

第6 教育の実施

教育の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第6 教育の実施」を準用する。

第7 心身の健康管理

心身の健康管理は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第7 心身の健康管理」を準用する。

第8 学用品等の調達

学用品等の調達は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第8 学用品等の調達」を準用する。

第9 給食

給食は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第9 給食」を準用する。

第10 通学手段の確保

通学手段の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第10 通学手段の確保」を準用する。

第11 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第11 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置」を準用する。

第12 災害応急対策への生徒の協力

災害応急対策への生徒の協力は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第12 災害応急対策への生徒の協力」を準用する。

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第23節 教育活動

第13 文化財の応急措置

文化財の応急措置は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第13 文化財の応急措置」を準用する。

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第24節 防災資機材及び労働力の確保

第24節 防災資機材及び労働力の確保

災対産業部
各災対部

防災資機材及び労働力の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第28節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第25節 公共土木施設等の応急対策

災対建設部 災対産業部
災対教育部 災対生活部

第1 目的

道路、鉄道等の交通基盤、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模地震災害の発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設については、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、沿岸部では地震災害による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生等生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。

第2 交通対策

交通対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第2 交通対策」を準用する。

第3 道路施設

1 緊急点検

町は、他の道路管理者と連携を図り、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講ずる。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

交通の確保及び緊急輸送体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第3 道路施設 2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保」を準用する。

3 二次災害の防止対策

二次災害の防止対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第3 道路施設 3 二次災害の防止対策」を準用する。

4 対策情報の共有化

対策情報の共有化は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第3 道路施設 4 対策情報の共有化」を準用する。

5 林道の確保等

林道の確保等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第3 道路施設 5 林道の確保等」を準用する。

第4 海岸保全施設

町は、海岸管理者と連携を図り、海岸施設の機能及び安全確保に積極的に協力する。

1 緊急点検

町及び海岸管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により、施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 重要施設等の応急復旧

重要施設等の応急復旧は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第4 海岸保全施設 2 重要施設等の応急復旧」を準用する。

3 二次災害の防止対策

二次災害の防止対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第4 海岸保全施設 3 二次災害の防止対策」を準用する。

第5 河川管理施設

1 緊急点検

町は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

二次災害の防止対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第5 河川管理施設 2 二次災害の防止対策」を準用する。

第6 砂防等関係施設

町は、県とともに地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第7 林道、治山施設

町は、県とともに地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）に、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検応急復旧を実施する。

1 二次災害の防止対策

二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。

2 応急復旧

林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第8 港湾及び漁港施設

町及び施設管理者は、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）早急に港湾・漁港施設の被災状況を把握し、二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため、パトロール等により施設の機能及び安全性等の緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については、危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置を行う。

なお、港湾及び漁港施設は、地震災害後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い施設から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送及び最小限度の物流機能の確保に最大限努める。

また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期修復に努める。

第9 農地

農地は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第9 農地」を準用する。

第10 都市公園施設

都市公園施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第10 都市公園施設」を準用する。

第11 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第11 廃棄物処理施設」を準用する。

第12 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定等の実施

町は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を、必要に応じ、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、県、関係団体等と連携の上実施する。

町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

なお、判定の実施に当たっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで住宅等の建築物について判定を行い、危険性が高い建築物については避難を促す。

第26節 ライフライン施設等の応急復旧

災対総務部
災対上下水道部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第1 目的」を準用する。

第2 水道施設

水道施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第2 水道施設」を準用する。

第3 下水道施設

下水道施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第3 下水道施設」を準用する。

第4 電力施設

電力施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第4 電力施設」を準用する。

第5 液化石油ガス施設

1 町は、災害発生時のガス漏れ等の事故による二次災害を防止するため、液化石油ガス販売事業者、(一社)宮城県LPガス協会、消防関係機関、警察署等と連携・協力し、迅速かつ適切な応急措置の実施、通報連絡体制の確立を図る。

2 液化石油ガス販売事業者の対策

液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講ずる。

(1) 応急措置と応援要請

直ちに情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県LPガス協会の河北女川支部（支部長）及び宮城県LPガス保安センター協同組合第2支所に連絡する。

供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（一社）宮城県LPガス協会の河北女川支部（支部長）及び宮城県LPガス保安センター協同組合第2支所に応援要請の措置をとる。

(2) 緊急点検

緊急点検は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第5 液化石油ガ

第3編 地震災害対策

第2章 災害応急対策

第26節 ライフライン施設等の応急復旧

ス施設 2 液化石油ガス販売事業者の対策 (2) 緊急点検」を準用する。

(3) 応援体制

応援体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第5 液化石油ガ

ス施設 2 液化石油ガス販売事業者の対策 (3) 応援体制」を準用する。

(4) 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、(一社)宮城県LPガス協会の河北女川支部(支部長)及び宮城県LPガス保安センター協同組合第2支所に適宜、情報の提供を行う。

第6 電信・電話施設

電信・電話施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第6 電信・電話施設」を準用する。

第7 広報対策

広報対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第7 広報対策」を準用する。

第27節 危険物施設等の安全確保

災対総務部
災対消防部

第1 目的

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講ずるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町は防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

第2 住民への広報

町及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

第3 危険物施設

1 陸上における応急対策

町内には、危険物施設等が多数あり、地震災害時においては破損、火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられる。

これら施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務づけられているところであるが、町及び石巻地区広域行政事務組合消防本部並びに女川消防署は、発災した場合に被害を最小限に食い止めるための応急対策体制について指導する。

また、消防法に定める危険物施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

(1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

(2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等に係る流出等の広域拡散の防止措置と応急対策

(3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

2 海上における応急対策

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限もしくは禁止を行う。

第3編 地震災害対策

第2章 災害応急対策

第27節 危険物施設等の安全確保

(2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

(3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

3 災害発生事業所等における応急対策

(1) 大規模な危険物等災害時、速やかに町、石巻海上保安署（宮城海上保安部）、石巻地区広域行政事務組合消防本部、女川消防署及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。

(2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

イ 大量油の排出があった場合

(イ) オイルフェンスの展張、その他排出された油の広がりを防止するための措置をとる。

(ロ) 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。

(ハ) 損傷タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。

(ニ) 排出された油の回収を行う。

(ホ) 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。

なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

ロ 危険物の排出があった場合

(イ) 損傷箇所の修理を行う。

(ロ) 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。

(ハ) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。

(ニ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。

(ホ) 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。

(ハ) 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。

(ト) 消火準備を行う。

(3) 石巻海上保安署（宮城海上保安部）、石巻地区広域行政事務組合消防本部及び女川消防署に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

第4 高圧ガス施設

1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、速やかに緊急点検等を行い、被害が生じている場合には応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

2 県は、地震の規模・態様・付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、石巻地

区広域行政事務組合消防本部及び女川消防署、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等の関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。

3 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者及びその他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第5 火薬類製造施設等

- 1 火薬類製造等の事業者は、大規模地震発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講ずる。
 - (1) 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。
 - (2) 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。
- 2 石巻地区広域行政事務組合消防本部及び女川消防署は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。
- 3 県は、警察、石巻地区広域行政事務組合消防本部及び女川消防署と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。
なお、警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所要の活動を行う。
- 4 関東東北産業保安監督部東北支部、石巻地区広域行政事務組合消防本部及び女川消防署は、災害発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第6 毒物・劇物貯蔵施設

- 1 県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。
- 2 県は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、又は火災を処理している石巻地区広域行政事務組合消防本部及び女川消防署から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。
- 3 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
- 4 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。
- 5 町は、災害による毒物劇物の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、二次災害についての注意喚起を行う。

第7 環境モニタリング

県は、有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯蔵している施設等の点検を行うよう指示する。

また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

- 1 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- 2 環境大気中の有害物質等のモニタリング

第28節 農林水産業の応急対策

災対産業部
災対建設部

第1 目的

大規模地震により、農業生産基盤、林道、養殖施設等への施設被害のほか、飼料の不入手による被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等や作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、町及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

第2 活動体制の確立

活動体制の確立は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第29節 第2 活動体制の確立」を準用する。

第3 農業

1 農業資機材の確保

農業機械・種子・肥料・農薬その他営農資材については、農業協同組合が備蓄するものを活用するものとし、不足が生じた場合は、知事に対しあっせん又は調達を要請する。

2 応急技術対策

町は、県の関係機関とともに、関係団体との連携調整を図り災害対策を徹底し、最小限の被害にとどめるよう応急対策を実施する。

また、病害虫防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

3 農業関係団体等の役割

農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。

第4 林業

1 林業資機材の確保

町は、森林組合及び林業関係団体等と協力し、被災者に対する施設復旧用の林業資機材のあっせんを行う。

2 応急対策

(1) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

(2) 町は、地域における応急対策を実施するとともに、県と連携し林産物生産者・

第3編 地震災害対策
第2章 災害応急対策
第28節 農林水産業の応急対策

団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第5 水産業

水産業は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第29節 第8 水産物」を準用する。

第6 漁港施設

1 緊急点検

漁港管理者は、大規模な地震災害の発生直後、パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 漁港施設等の応急復旧

漁港施設等の応急復旧は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第29節 第5 漁港施設 2 漁港施設等の応急復旧」を準用する。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

災対建設部
災対上下水道部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第1 目的」を準用する。

第2 二次災害の防止活動

1 町又は事業者の対応

町又は事業者の対応は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第2 二次災害の防止活動 1 町又は事業者の対応」を準用する。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講ずる。

特に堤防の決壊や法面崩壊等の被害のあった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

町は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、町が適切に避難情報の発令の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。

3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第2 二次災害の防止活動 3 土砂災害警戒情報」を準用する。

4 高潮・高浪・波浪

高潮・高浪・波浪は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第2 二次災害の防止活動 4 高潮・高浪・波浪」を準用する。

5 爆発危険物等

第3編 地震災害対策

第2章 災害応急対策

第29節 二次災害・複合災害防止対策

爆発危険物等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第2 二次災害の防止活動 5 爆発危険物等」を準用する。

6 有害物質等

有害物質等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第2 二次災害の防止活動 6 有害物質等」を準用する。

7 地震・誘発地震

町及び事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずる。特に復旧作業中等の場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

8 空き家等

空き家等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第2 二次災害の防止活動 7 空き家等」を準用する。

第3 風評被害等の軽減対策

- 1 町は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確でタイムリーな情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第30節 応急公用負担等の実施

災対総務部

応急公用負担等の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第31節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第3章 災害復旧・復興対策

第3編 地震災害対策
第3章 災害復旧・復興対策
第1節 災害復旧・復興計画

第3章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

全課

災害復旧・復興計画は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第1節 災害復旧・復興計画」を準用する

第2節 生活再建支援

総務課 企画課 税務課
健康福祉課 町民生活課
建設課 会計課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第1 目的」を準用する。

第2 住宅に関する各種調査

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は町の活動の支援に努める。

第3 被災者台帳

被災者台帳は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第2 被災者台帳」を準用する。

第4 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第3 被災者生活再建支援制度」を準用する。

第5 地震保険・共済の活用

町は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合に、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

第6 資金の貸付

資金の貸付は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第4 資金の貸付」を準用する。

第7 生活保護

生活保護は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第5 生活保護」を準用する。

第8 その他救済制度

その他救済制度は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第6 その他救済制度」を準用する。

第9 罹災証明書の交付

罹災証明書の交付は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第7 罹災証明書の交付」を準用する。

第10 税負担等の軽減

税負担等の軽減は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第8 税負担等の軽減」を準用する。

第11 応急金融対策

応急金融対策は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第9 応急金融対策」を準用する。

第12 雇用対策

雇用対策は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第10 雇用対策」を準用する。

第13 相談窓口の設置

相談窓口の設置は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第11 相談窓口の設置」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

企画課 町民生活課

住宅復旧支援は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第3節 住宅復旧支援」を準用する

第4節 産業復興支援

産業振興課

産業復興支援は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第4節 産業復興支援」を準用する。

第3編 地震災害対策

第3章 災害復旧・復興対策

第5節 都市基盤の復興対策

第5節 都市基盤の復興対策

企画課 産業振興課

建設課 上下水道課

都市基盤の復興対策は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第5節 都市基盤の復興対策」を準用する。

第6節 義援金の受入れ、配分

町民生活課 会計課

義援金の受入れ、配分は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

総務課 企画課

激甚災害の指定は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第7節 激甚災害の指定」を準用する。

第8節 災害対応の検証

総務課 企画課

災害対応の検証は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第8節 災害対応の検証」を準用する。